

## 平成28年第2回定例会議事日程（第2号）

平成28年6月15日（水）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第3 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について（平成27年度公共下水道事業今吉地区面整備管渠（第3工区）築造工事変更契約）
- 日程第5 議案第30号 吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第31号 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第32号 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第33号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第34号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第35号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第36号 平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第38号 土地改良事業の施行について
- 日程第14 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第15 報告第5号 経営状況の報告について（土地開発公社）

平成28年第2回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 平成28年6月15日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 6月15日 10時00分  
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明  
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦  
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子  
 4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋  
 5番 横川 清一 10番 若山 征洋  
 不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	江河 厚志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、梅津議員、横川議員の2名を指名いたします。

---

日程第2. 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

○議長（若山 征洋君） 日程第2、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） では、議案書の1ページをお願いします。

議案第28号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）御説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）等が、平成28年3月31日に公布されたのに伴い、吉富町税条例等の一部を改正する条例を専決により一部改正したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

議案書の3ページをお願いします。

吉富町税条例等の一部を改正する条例を記載しています。

なお、この一部改正は、地方税法等に準じた改正となっております。

第1条、吉富町税条例（昭和43年条例第107号）の一部を次のように改正する。

説明につきましては、資料ナンバー1、吉富町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表で御説明をいたします。

新旧対照表1ページをお願いします。

第56条関係で、固定資産税の非課税の申告で、独立行政法人労働者健康安全機構の直接教育の用に供するものを追加するものです。2ページまでに記載をしております。

3ページに移ります。

附則第10条の2、第4項で、「わがまち特例」の項を追加及び項番の整理を行っております。通称「わがまち特例」とは、地方税法（平成25年法律第226号）で定める特例措置の課税

標準額等の軽減の程度を、地方団体が条例で決定できるようにする地域決定型地方税制特例措置を、固定資産税及び都市計画税の特例措置において導入することとされているものでございます。

9項から12項までは追加で、9項につきましては再生可能エネルギーで太陽光、10項につきましては再生可能エネルギーで風力を、11項につきましては再生可能エネルギーで水力を、12項は再生可能エネルギーで地熱を、4ページに移りまして、13項は再生可能エネルギーでバイオマスを、それぞれ従来法律で一律に定めていたものを条例に定めるものです。

14項から17項につきましては、項ずれを変更したものでございます。

5ページに移ります。

第10条の3、第8項、第5号につきましては、耐熱損失防止改善の減額を受ける場合の申請書に、国、地方公共団体の補助金の記載を追加するものでございます。

6ページに移ります。

ここからは2条改正で、平成27年条例第12号の一部を改正するものです。町たばこ税に関する経過措置で、附則で3級品のたばこ税の増税の経過措置に伴う既定の法整備でございます。

旧3級品紙巻たばこにつきましては、平成27年度税制改正において、特例税率が廃止され、平成28年度から平成31年度にかけて段階的に税率の引き上げが行われることになっておりますが、これに伴い各年度の4月1日において、旧3級品の紙巻たばこを販売するため、一定数量以上の所有者に対して、国、地方が協力しながら手持ち品課税を行うものというものですが、これに準じまして、6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、13ページにかけまして既定の法の整備を行っているものでございます。

では、議案書に戻ります。議案書の4ページをお願いします。

附則、（施行期日）第1条、この条例は平成28年4月1日から施行する。

第2条（固定資産税に関する経過措置）、別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の吉富町税条例（以下「新条例」という。）の規定中、固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項から5ページにかけて第6項までは記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。

なお、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっています。よろしくお願ひいたします。

また、質問者、答弁者の発言は、挙手して「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。挙手、発言ないときは発言許可をいたしませんので、承知おいてください。

以上のことを必ずお守りいただき、よろしく願いいたします。

本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）は、これを承認することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） では、説明をいたします。議案書の6ページをお願いします。

議案第29号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）御説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）等が、平成28年3月31日に公布されたことに伴い、これに準じて吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決に

より一部改正したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の8ページをお願いします。

吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を記載をしております。

この吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても、地方税法等の改正に準じた改正を行っております。

3行目になりますが、第2条関係で、これは課税限度額の引き上げでございます。医療給付分を52万円から54万円に、後期高齢者支援分を17万円から19万円にそれぞれ改めるものでございます。

第23条第2項中、低所得者に対して国民健康保険税の軽減判定所得の見直しがされております。国保加入世帯の所得状況に応じて7割、5割、2割の軽減制度があり、このうち5割軽減の基準額を「26万円」から「26万5,000円」に、2割軽減の基準額を「47万円」から「48万円」にそれぞれ改めるものでございます。

附則、（施行期日）第1条、この条例は平成28年4月1日から施行する。

第2条（適用区分）、改正後の吉富町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

なお、資料ナンバー1、14ページを開けてください。

14ページに、吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表をつけております。御参考にしていただければというふうに思っております。

以上で説明を終わります。御承認方よろしく申し上げます。

○議長（若山 征洋君） 税務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） 課税限度額の拡大は保険料のアップにつながります。で、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（７番 是石 利彦君） 国民皆保険の堅持という意味ではいたし方ない条例改正だろうと思います。賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第２９号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）は、承認することに決しました。

---

#### 日程第４．報告第３号 専決処分の報告について（平成２７年度公共下水道事業今吉地区面整備管渠（第３工区）築造工事変更契約）

○議長（若山 征洋君） 日程第４、報告第３号専決処分の報告について（平成２７年度公共下水道事業今吉地区面整備管渠（第３工区）築造工事変更契約）を議題といたします。

担当課長に報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 報告第３号専決処分の報告について（平成２７年度公共下水道事業今吉地区面整備管渠（第３工区）築造工事変更契約）。

９ページをお開きください。

９月議会の議案第４７号で議決をいただきました、工事名、平成２７年度公共下水道事業今吉地区面整備管渠（第３工区）築造工事の専決処分の報告についてです。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、指定されました町長の専決事項の指定に掲げる議会に付した契約または製造の請負契約を変更することについて、変更額の累計が５００万円以下において増額または減額にすることにつきまして、１０ページのとおり契約金額８,３１６万円を８,４０８万６,６４０円に増額変更する専決処分をいたしましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定に基づき報告をいたします。

なお、変更理由の主な理由は、掘削土が土質試験結果から埋め戻し土に適さず、購入土に変更したことなどによるものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 以上で報告説明を終わります。

---

**日程第5. 議案第30号 吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について**

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第30号吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 議案第30号吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容の説明をいたします。

平成28年10月1日から福岡県における乳幼児医療費支給制度が改正され、支給対象者年齢の拡大、支給額の変更、制度名が子ども医療費支給制度へ改正されることにより、吉富町子ども医療費の支給に関する条例における対象者に、吉富町乳幼児医療費の支給に関する条例における対象者を加え、あわせて支給額も拡大するためと、一部法令番号の誤りがございましたので、この改正も行うものでございます。

12ページをごらん願います。

吉富町子ども医療費の支給に関する条例（平成22年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中、「少年」を「子ども」に改める。

第2条、第1号中、「少年」を「子ども」に、「6歳に達する日以後最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を「乳幼児及び児童」に改め、同条第3号中、「平成9年法律第48号」を「昭和28年法律245号」に、「平成8年法律第82号」を「昭和33年法律第128号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号中、「少年」を「子ども」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。2号、乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。3号、児童 15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、乳幼児を除く。第3号中、「少年」を「子ども」に改める。

○議長（若山 征洋君） ちょっと、課長、第3条中のはずじゃ。

○健康福祉課長（上西 裕君） はい。第3条中、「少年」を「子ども」に改めるでございます。

第4条第1項本文中、「少年」を「子ども」に改め、「含まない。」の次に「以下「自己負担



分相当額」という。」を加え、同項ただし書中「ただし、」の次に「第2条第3号に掲げる児童にあつては、」を加え、「次に規定する額」を「入院以外の場合には1月につき800円、（ただし、自己負担分相当額800円に満たない額の時は、当該額。）」に改め、同項各号を削り、同条第3項中、「前項」を「第1項」に改める。

第6条第1項、第7条、第9条第3項、第10条及び第11条中、「少年」を「子ども」に改める。

では、資料ナンバー1の15ページをごらん願います。

こちらに記載されております下線が改正の箇所でございます。

議案13ページにお戻りください。

附則、（施行期日）1項、この条例は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4項の規定は、公布の日から施行する。

（吉富町乳幼児医療の支給に関する条例の廃止）

2項、吉富町乳幼児医療の支給に関する条例（昭和49年条例第20号）は、廃止する。

3項、（経過措置）この条例による改正後の吉富町子ども医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る子ども医療費から適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

4項、（準備行為）町長は、施行日前においても、改正後の吉富町子ども医療費の支給に関する条例第2条第2号の乳幼児及び第3号の児童に係る子ども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる。

この改正により、現在、乳幼児医療と子ども医療の制度がございます。先ほど御説明したとおり、乳幼児医療制度を廃止し、子ども医療の一本化になります。御存じのとおり子ども医療は小学生から中学生ということございまして、乳幼児医療はゼロ歳から就学前ということになります。改正後は、吉富町子ども医療といたしまして、ゼロ歳から中学生までが対象になります。

なお、現在、自己負担といたしましては、乳幼児医療の分は全額無料でございますが、子ども医療で、小学生から中学生の入院に関しまして500円掛け10日分の自己負担がございますが、これも自己負担なしということにするものでございます。

以上が、改正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。

本案に対して御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 県が負担する負担割合と言うんですかね、それは幾らかということと、その中に例えば入院費を今度、入院費の負担は求めないとなっているんですけど、そういったものを含まれて、町が、今までは入院費については月額5,000円まではいただいていた。

それはもういただかないことになるわけなんですけれども、それに対しても県の負担は適用されるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

入院費については、町独自の施策でございます。そしてですね、乳幼児、今回、県も拡大されて、県の補助金が対象医療費の2分の1となっております。トータル的にはですね、今回の改正による歳入増が300万円ほどになると思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 300万円ふえるということは、前年度の実績に対してそういったことをおっしゃっているんですかね。つまり前年度、小学校1年生から小学校6年生までにかかった費用を、実績がありますよね、これの2分の1が負担されるから、その額が300万円くらいになるってということなんですか。そのことが1つと、あと、入院費に関しては、それは町の独自施策ということなんですけど、これを今回町がその分を負担するということになった場合——なるということなんですけど、前年度の実績に対して大体それほどのくらいなんですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

26年ベースで計算をしておりますが、子ども医療費は、1,000万円ですね、町からの全額持ち出しがっております。今回の改正によりおよそ、700万円ぐらいの持ち出しにはなると思います。

入院費の増が幾らになるかちゅう計算でございますが、子ども医療、障害、全部の公費医療として計算した資料しかございませんが、それによると約、入院の無料化による分で50万円ほどは増はするかと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。3回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） はい。今まで、入院費のこともあるかと思うんですけれども、今までそこにかかったお金が1,000万円で、その2分の1が県が負担してくれるとすれば単純に半分と思うんですけれども、700万円の持ち出しで300万円しか来ないというのは、その計算式はどんな状態なんですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 失礼しました。今回、県の拡大は小学生の分だけでございまして、中学生は従来どおりですね、町の全額持ち出しになるものですから、そういう計算になって

おります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに質問はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 計算式はまたちょっと後追々聞きたいと思うんですが、今回の条例改正で子ども医療と乳幼児医療が一本化になるという話なんですけど、これによって今この子どもがおる世帯にとって手続とか何かそういうものでの負担がふえるとか、何か難しくなるとか、何かそういったデメリットとかいうものは生じないんでしょうか、ちょっとその点1点お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

現在、乳幼児医療は乳幼児医療証がございます。そして、子ども医療になれば子ども医療ということで、送付はさせていただいておりましたが、従来どおりですね、10月1日、以前にですね、そういう事務作業をさせていただいて、こちらから全部送付しますので、保護者にすればゼロ歳から中学生までは1枚の医療証でいいということで、小学校に上がったときですね、医療証がどっちを使うてからいいのかとかいう、そういう質問もございましたので、保護者にとってはいい制度だと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 確認ですが、今、同僚議員お二人のお話の中ですね、町にとって負担が軽くなったと、ということですかね。まず300万円と50万円ちゅうお話があったと思うんですが、平均的に350万円ほど町費が予算化しなくて済んだということだろうと思いますが、そこんどこ確認をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

町単独分といたしまして、小学校の分が780万円ほどかかっております。この分ですね、2分の1と今度の入院無料化における新たな町の持ち出しが50万円ほど生じますので、その差額が300万円ということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） わかりました。入院費の持ち出しが50万円ふえるということですね。計300万円ほど余ったと。その300万円をですね、ちょっとこれにはそぐわんのかもしれませんが、子ども医療と子育てのために何か使う考えがあるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

現在、子ども子育てに関する健康福祉課としていろいろな施策を行っております。御存じのとおり4月から放課後児童の1年から6年までという、そういう拡大を行っております。新たにですね、補助金が増額された金額をどうのこうのすることは今のところ考えておりません。先ほど申しました計算式は年間を通じてということでございまして、10月1日からの改正になりますので、その半額程度が軽減されると思います。また、次年度にはですね、そういうお金の使途について、さらに子育て支援、充実をさせたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。3回目です。

○議員（7番 是石 利彦君） 今まで町独自でやってた予算が軽くなって、ほかの施策に使えるやもしれないということがわかったし、担当課長がそのように言っていただきましたのを確認ができました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと1点確認させてください。

先ほどの同僚議員たちの説明をお聞きする限り、町が今まで独自でやってた分が県が認めてくれるようになったことで、今回の改正とかですね、乳幼児医療と子ども医療のほうをあわせるといふ話などいろいろ聞いたんですが、町単独の部分については今回、入院費の分が町持ち出しといふふうにならなくてお聞きしました。今回の条例改正の中で、これ以外に町単独での改正部分といふか、何かそういった強調するようなものが中に盛り込まれているのか、その点を1点確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 今回の条例については、内容についてはですね、入院費の500円掛け最大10日分が自己負担なしになったということだけでございます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 今回の条例改正では、入院の自己負担分のみの条例改正でございます。これまで町独自の制度で行っております。

以上です。（「それ以外ないんかちゅう、そう言わいいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 担当課長、質問にきちっと答えんと。ありませんならありませんと答えなさい。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 従前からですね、県の条例の準則を使っておりますが、御存じのとおり吉富町は、子ども医療、乳幼児医療、それ以上に拡大しておりますので、ここでどこが違うんかちやちよつと説明つかないんですが、今回の条例改正についてはですね、先ほど申した入院の自己負担のみでございまして、別段それ以外にはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

### 日程第6. 議案第31号 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第31号吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。健康福祉課長、説明。

○健康福祉課長（上西 裕君） 議案第31号吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての改正内容の説明をいたします。

平成28年10月1日から福岡県における乳幼児医療費支給制度の改正に伴うものでございます。これにあわせて吉富町ひとり親家庭等医療費の支給額もあわせて拡充、一部を改正するものであり、また、一部引用法令の法令番号の誤りもございましたので、この改正もあわせて行うものでございます。

15ページをごらん願います。

吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第8号）を次のように改正する。

第2条第5号ウ中、「平成9年法律第48号」を「昭和28年法律第245号」に改め、同号エ中、「平成8年法律第82号」を「昭和33年法律第128号」に改める。

第3条第2項第3号から第5号まで及び第7号から第9号までの規定中、「を超えるときの」

を「以上であるときの」に改める。

第4条第1項ただし書き中、「次に規定する額」を「入院以外の場合は1月につき800円（ただし、自己負担分相当額が800円に満たない時は、当該額。」に改め、同項号各号を削る。

第6条第2項中、「保険者」の次に「又は共済組合」を加える。

では、資料ナンバー1の21ページをごらん願います。21ページの下線の部分が今度改正する条例となっております。

議案書15ページにお戻りください。

附則、この条例は、平成28年10月1日から施行するものでございます。

この改正により、ひとり親家庭も入院500円掛け7日が限度でございましたが、改正後は入院の自己負担がなくなるということでございます。

以上、改正内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。

本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第7. 議案第32号 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第32号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 議案第32号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容の説明をいたします。

平成28年10月1日から福岡県における乳幼児医療費支給制度が改正され、吉富町子ども医療費の支給に関する条例における支給額が改正することにより、重度障害者医療費についても支給額をあわせて拡充するため、本条例を一部改正する必要があるためでございます。

17ページをごらん願います。

吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中、「政府」を「全国健康保険協会」に改め、同条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、同条第5項中、「者をいう。）」の次に「ただし、児童を除く。」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。5項、この条例において「乳幼児」とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。6項、この条例において「児童」とは15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、乳幼児を除く。

第3条第2項第3号中、「吉富町乳幼児医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第20号）に規定する乳幼児医療の適用を受けることができる」を削り、同項第5号中、「維持している者」の次に「（以下「扶養義務者」という。）」を加え、「を超えるときの」を「以上当該重度障害者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、当該重度障害者の扶養義務者のうち、当該重度障害者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該重度障害者を現に監護する者は児童手当施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額以上）であるときの」に改め、同条第4項中、「第5条」の次に、「（当該重度障害者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、児童手当法施行令第2条及び第3条）」を加える。

第4条第1項第1号中、「1日につき500円」の前に「65歳未満の者及び65歳以上の者にあつては」を加え、同項第2号中、「自己負担分相当額の前に「ただし、」を加え、同条第3項中、「第2条第1項第4号に規定する者」の次に「（児童を除く。）」を加える。

第5条に次の1項を加える。2項、前項の規定に基づき認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、当該受給資格の認定を受けた日の属する月の初日から当該受給資格を受けなくなった日の属する月の前月の末日までの間、吉富町子ども医療費の支給に関する条例（平成22年3月23日条例第5号。以下「吉富町子ども医療費支給条例」という。）の受給資格を有しない。

第6条第1項中、「前条」の次に「第1項」を加え、同条第2項中、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2項、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた日の前月まで、吉富町子ども医療費支給条例の受給資格を有していた者は、重度障害者医療証の交付と引き換えに吉富町子ども医療証を吉富町長に返納しなければならない。

第13条第1項中、「障害者支援施設、」の次に「同条第15項に規定する共同生活援助をおこなう共同生活住居、」を加え、「法第5」及び、「同法附則第18条第2項に規定する共同生

活援助を行う住居」を削り、同条第2項中、「若しくは同法第6条の2の2、第3項」を「又は同条第2項」に改める。

では、資料ナンバー1の26ページをごらん願います。

新旧対照分でございます。下線の分が改正の部分でございます。

説明は長くなりましたが、この改正によって、先ほどと同等です。入院、今まで入院がですね、500円掛け10日が限度でございましたが、これも自己負担額がないということです。

さらに、小中学生につきましては、精神障害者該当者において精神病棟入院を助成するのも助成対象といたしました。

以上が説明でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。失礼しました。附則がございます。18ページ、お戻りください。附則、この条例は平成28年10月1日から施行するということでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） それでは、これから質疑を行います。

本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今説明を受けましたが、ちょっと、もう少しちょっと詳しく教えてください。第6条2項になるのかな、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた日の前月まで吉富町子ども医療費支給条例の受給資格を有していた者は、重度障害者医療証の交付と引きかえに、吉富町子ども医療証を町長に返納しなければならないとあるんで、これはちょっと二重交付という意味のかなと思うんだけど、ちょっとここら辺の部分をもう少しちょっとわかりやすく、どういった例、どういった場合のことがあるのか、どういう形なのかというのが1つと、先ほど精神病かな、何かそれも対象になるとかいう話になったんですが、これは町独自なのかと、あとちょっとそれについてももう少しどういった例なのか、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩をいたします。

休憩後に、課長、ゆっくり調べて答弁をお願いいたします。再開は11時5分です。

午前10時56分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

第6条に障害者医療の交付を受けたときは、吉富町子ども医療証を返納しなければならないと



いう改正がございます。

これは、就学前までは子ども医療費のほうが優先になりまして、小学校になれば障害者のほうになります。

なお、障害者と子ども医療費の通院の分の自己負担が、子供の場合は800円、障害者の場合は500円になります。

なお、県の補助金交付の関係上、町ではこういうふうにしております。

そして、先ほど述べました精神障害者の場合でございますが、これも県の準則に合わせて改正をしております。

町独自ではございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 障害者に関する入院の町の持ち出しというか、負担については、先ほど公費全般で50万円って言われたんですけども、この条例に関する今後の見通しとしての入院に関する負担増も、その中に含まれていると思っていいですね。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第8. 議案第33号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第33号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

歳入 2 ページ。

歳出 3 ページ、4 ページ。

次に、5 ページ、事項別明細書。総括、歳入。

6 ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入、7 ページ、8 ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳入、7 ページです。国庫支出金、国庫補助金でまず1つ目、3目の土木費の補助金、社会資本整備総合交付金狭隘道路整備分というのが、上がっていますが、これは、どこが対象で補助率は幾らでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

対象地区としましては、土屋地区それから幸子古地区でございます。

補助率につきましては、事業費の2分の1でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 続きまして、総務費補助金で、社会保障税番号制度システム、こちらのほうで304万5,000円か、このシステム整備補助金、これらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

まず、システム整備費補助金、総務省分でございます。これにつきましては、通知カード・個人番号カード関連事務委託分の国庫補助金でございます。

平成28年度交付内示額が、総務省から通知されましたので、補正をするものです。補助率は10分の10で、全額を地方公共団体情報システム機構へ事務委任交付金として支出いたします。

その下の厚生労働省分でございます。これにつきましては、国民年金システムや健康管理システムなどの厚生労働省所管事務の平成28年度交付内示額が通知されたので、補正をするものです。

本年度のシステム改修は、中間サーバーとの連携構築と総合運用テストとなっております。

厚生労働省分につきましては、3分の2が補助です。

ただ、国民年金システムにつきましては、10分の10の補助になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 続きまして、6節の地方創生加速化交付金並びに7節の地方創生

推進交付金、こちらについての説明といたしますか、とりあえず内示が出たのかということと、口頭などであったのか、補助がつかなかった場合はどうするのかも含めて説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

地方創生の加速化交付金、次の地方創生の推進交付金につきましては、内容につきましては、この前の議会の全協で説明させていただきましたので、その後の内示があったのかのところからのお答えをしたいと思います。

内示につきましては、現在ございません。

それと、内示がなければ事業をやらないのかというようなことの問いだったと思うんですが、もしも、この交付の額が予算額を大きく下回るようなことがあれば、多少の事業の内容の見直しも必要なかなとは思ってるんですが、補助金が全くいただけないというような、そういったことはまずないでしょうし、これまで内閣府とも話をしていることもございますので、そういうことはないということを前提で考えてございまして、多少の交付額が予算額を下回る程度の話であれば、その差額については、一般財源を措置するなどして、事業執行に支障が出ないようにしていきたいと思ってるところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 補助率について先日お聞きしたような、加速化交付金のほうが10分の10で、推進交付金のほうが2分の1ということでよかったですね。

それで、今、出ないことはあり得ないというような説明だったんですが、前回、3月議会の最後の補正やったかな、あのときに、チャレンジショップの接続工事費400万円というのを、たしか計上されたと思うんです。それについては、今回、この予算の中に何か含まれるんでしょうか、それとも、何かあるんでしょうか。ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先般の補正第1号のところで、チャレンジショップの排水接続工事費400万円を計上させていただきます。御議決をいただいたところでございます。

今回、この加速化交付金の中に、この400万円を事業費の中に見込みました。その関係で、合計金額が4,883万3,000円、この中にその400万円が含まれるということでございます。

ただ、歳出のほうにつきましては、この分は第1号のほうで組まれておりまして、歳入の財源を交付金に持っていただくだけでございますので、今回の2号の補正の中には歳出のほうには上がっ

てないというようなことをございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに——8ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳入全般でいきます。財政調整基金繰入金を、今回、1億1,700万円ほども上げております。3月議会からまだ3カ月ほどです。それで、もう既に基金を繰り入れなければいけないということが、これは、もう財政計画のとおりなんでしょうか。ちょっとその辺、1点お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回の補正予算の歳入不足分といたしまして、財政調整基金の一部を取り崩しましたが、まだこのほかの財源といたしまして、前年度繰越金や地方交付税などがあるわけなんです、いずれもまだ額が確定していないので、今回はこういった措置といたしました。

財政計画どおりかということをございます、財政調整基金等につきましては、計画どおりで進んでおります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。

9ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳出、総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料、一般職というふうに今回上がっております。この職員費の増額の説明と、総務のほうは職員のほうの人事権があるのかな。ということは、これにいろいろ含まれてると思いますので、その辺の職員の増減などの説明がありましたら、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

この給料、一般職358万2,000円の増額につきましては、4月1日付で職員の人事異動がございました。それによりまして、一般会計から特別会計に移動したものの、また、逆に特別会計から一般会計に移動したものがございまして、そういった方々の給料の差額が284万4,000円、そして、新陳代謝、これは、3月末で1人の職員が急遽やめました。その者の減額と、今度、11月1日付で3名の職員を採用いたしますが、その者の給与の差額が61万3,000円、そういった形で、その他の異動として、端数処理でマイナス1,000円、計が345万6,000円というふうになっております。

職員の配置でございますが、今現在、3名が欠員となっております。その3名につきまして、

1 1月1日付で職員を採用したいということで、今、募集をかけてるところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、先日説明してた途中採用の3名も一応入って、いろいろな異動があった上で、こういう形の人事ということでよかったのかと思います。

ちょっと後で、またほかの部署で款項目が違うんで、一般職の話が出てくるで、もしかしたら重複するかもしれませんが、そのときはどうも済いません、またお願いします。

その下の26節の寄附金です。これ、熊本地震見舞金という形で、150万円計上されてるわけですが、この見舞金について、近隣の自治体とか、何かそういった、どこかと協議をしたのかと、また、このような場合の規定とか、内規とか、そういったものが吉富町にあるんでしょうか、お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これにつきましては、築上町が5月9日に熊本、大分県、両県に24の自治体に、420万円の見舞金を送付いたしました。同じ築上郡の町といたしまして、上毛町と協議をし、両町とも150万円を送付するように申し合わせ、両町とも今6月の定例議会に補正予算をお願いしているところでございます。

内規につきましては、特にございませぬ。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の同じところなんですけれども、これは、熊本地震見舞金ってあるんですけど、これ、どこにどういうルートで届けられるんでしょうか。

それからもう一つ、東日本大震災のとき、ちょっと私もいたんですけども、ちょっと覚えてないんですけど、あのときはどういうふうな対応をされたんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今回の150万円につきましては、熊本県の町村会に送金をし、熊本県の町村会から被災した町村に配付をしていただくというふうに考えております。

前回、東日本大震災の際は、町として見舞金は出していなかったというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 続きまして、5目の財産管理費、役務費の中で、植木の手入れというのが入っておりますが、これは、どこの植木の手入れなんですか。3月予算から、もう既に不足されたのかというのが1点と。

その下に、境界復元等手数料というのが入ってます。この復元の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 説明いたします。

まず、役務費として合計75万3,000円を増額補正してるわけでございます。その中の最初に、植木手入れとして44万6,000円の補正計上でございます。

これにつきましては、普通財産であります町有地の植木の、植木といいますか雑木なんですけど、その伐採及び処分のための経費でございまして、具体的にはハイダイ工業の北側にございます皇后石の社宅の跡地のところに立ってるあの木、それと、旧玄光院ゲートボール場及びグラウンドのところにある木、2カ所でございます。

いずれも木が生い茂っているということでの苦情等がございまして、今回、補正予算を組ませていただくことになったわけでございます。

次に、境界復元等の手数料として、30万7,000円を補正計上させていただいております。

これにつきましては、同じく普通財産であります町有地の測量及び境界確定のための経費でございまして、その対象になる場所は、旧防災倉庫兼書庫でございます。

この分につきましては、今後の土地活用を検討していくために、まず測量し、境界を確定させたいと思ってるところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その下の13節委託料、役場庁舎増改築工事実施設計業務委託というのが出ていますが、こちらについては、どのような増改築を計画されているのか、総事業費は、耐震工事をした後なんですけど、それらについて二重投資にならないのか、ちょっと不安なので、それらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

当初予算の際にも、新規事業としてお話をしたところですが、役場庁舎南側の隣接地に、役場庁舎を増築したいというふうに思っております。

当地は、都市計画用途区域の第1種住居地域に指定しておりますので、建物の規模といたしましては、鉄筋コンクリート造りで3階建て、延べ床面積540平米程度を想定をいたしております。

これによりまして、防災拠点施設としての機能を備えるほか、手狭な庁舎を拡張し、住民の相談スペース、会議室を確保するなど、住民が利用しやすい庁舎に増改築したいというふうに思っております。

以上です。

二重投資にならないかということですが、平成25年度に耐震工事をいたしまして、庁舎が一応地震に耐えられるということになりました。

今回、御承知のとおり、庁舎はもう本当に手狭で、会議室もない、相談室もないというような状況になります。そういったものを確保したいということで、二重投資にはならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 二重投資ちゅう意味がちょっとあれだったんですが、耐震をしましたんで、バツの字に入れてますよね。だから、今度つくる3階建てのコンクリートっていうんですか、鉄筋コンクリートをどのようにくっつけるとかということも含めて聞きたかったんですが、後からでもいいんですが、できれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まだ詳細は決定しておりません。この実施設計業務において、基本設計に該当する業務を含めてお願いをしたいというふうに考えておりますので、実施設計の段階で業者の意見をいただきながら、庁内で協議をし、建設設計をしたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 全協で提案をされました議案、そのときに、このこと、大事なことだろうと思うんですが、やっとなら関係者とのお話ができたとか、こういうことをやりますのでとか、そういうお話は何もなかったんですが、必要なかったんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 当初予算の審議の際に、新規事業として皆さんにお示しをし、さらに質疑の中でお答えをしておりましたので、今回、あえて全協では説明をいたしていません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3階建ての建物が建つってことなんですけど、御近所の方たちへの説明みたいなものは、議決があつてからかもしれませんけれども、そういうことを予定しているというようなことのお話はなさっているんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 隣接するのが、そちらの後藤さんなんですが、後藤さんには、こういった形で庁舎を増築したいというお話はしております。

その前の中井さんは、直接話してないんですけども、この前、たまたま境界確認の際に会いまして、こういった形でしたいということは申し上げました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そもそも、先ほど同僚議員が言われましたように、説明資料もなく、我々は新聞紙面で初めて中身を知るという形で、これは、大変ちょっと議会軽視ではないかなと、私は思ってるんですが、今回の増改築、増設ですか、これに関してちょっと若干聞きたいところが何点かあるんでお聞かせください。

まず、今回お買い求めになる住所、この部分について、ここの道路の幅員、幅と、今名前が出されましたが、後藤さんという方ですか、これ、裏の家の方だと思うんですが、そこに入る道がありますね。その横、通じる道、そこからずっと。その道路の幅、幅員はどれぐらいなのかというのがまず1点と。

今、吉富町では防災道路、狹隘道路計画といろいろ言われております。ここらについては、そのときもやはり6メートル道路とか、そういったものにされるんでしょうか。ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

そこに入る幅員は、正確に今ちょっと調べてないんですけども、3メートルもないんじゃないかなというふうに思っております。

建築をする際には、将来的に拡幅できるよう6メートル以上はとって建築をしたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、横幅の分の分だと思うんです。後藤さんとこ、入口の分かなとは思いますが、先ほど、540平米というふうな説明がありました。ちょっと私も、建築に関しては余り詳しくないんでわからないんですが、この建ぺい率と容積率ですか。これは、たしか道路に面した分に関して、また建ぺい率がたしか変わるんじゃないかなと思うんです。その分で計算して540で大丈夫なのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今申し上げたように、この地区は第1種住居地域になっておりますので、道路に一応面してますので、建ぺい率は60%で、容積率が200%という形になっております。それを計算したら、540平米程度が限度、それ以上は3階建てにして建てられないと



いうことでございますので、540平米程度というふうにお答えをしたところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 電子計算費のほうで、社会保障・税番号制度システム整備対応業務委託料とあります。多分、さっきの歳出で説明した内容かなと思うんですが、ちょっとその辺、確認をさせてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、先ほどの歳入で説明したところでございます。

まず、13節委託料、社会保障・税番号制度システム整備対応業務委託料132万9,000円でございます。これにつきましては、国民年金システムや児童福祉システムなどの厚生労働省所管の4システムの整備費でございます。

内容は、国民健康保険システム、43万2,000円、後期高齢者医療システム、24万8,400円、児童福祉システム、36万7,200円、国民年金システム、28万800円、計の132万9,000円となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、説明、委託料から先にこっちも言ってくれたんですが、委託料、たしか3月予算のときに402万円ですか、計上してたと思うんです。今回、そのときと増額になった内容の違いというのは、どういった部分なんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 当初予算では、4つの予算を組んでおります。情報提供ネットワーク関連で151万2,000円、確定申告国税連携で61万7,760円、健康管理システムで151万2,000円、障害者福祉システムで37万8,000円を組んでおりました。

今回は、先ほど申し上げましたとおり、新たに4つのシステム改修を組んでいるところでございます。

これは、歳入でも申し上げましたが、国の内示額が出たために、こういった形で組んでおります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それと、その下の通知カード・個人番号カード関連事務委任交付

金、交付金とありますので、この交付というのはどこに交付されるのか。ちょっとその辺についてと、事業内容を説明ください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 交付先は、地方公共団体情報システム機構でございます。これは、全国一律でここへ委任をしているところでございます。カードの生成や個人番号関連の通知の生成など、こういったことをこの地方公共団体情報システム機構が行っているため、これに対して委任を、交付金を出しているものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 役場の庁舎の増改築の問題なんですけど、今あるこの庁舎と、新しく3階建ての庁舎は、何かでつながれるんですか。それとも、全く別建てになるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） つなぎたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） もう一点、下のその土地購入費のことなんですけど、今、建物がありますよね、このところ。この土地を買われるときは、更地にして買われるんでしょうか、その値段なんですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 購入の条件は、更地としたいと思っております。したがって、今の持ち主が壊した上で買いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） この場合、土地購入は、道路の場合は2万円というのが決まっていますよね。この場合は、不動産鑑定をして、より中立的な金額を出してちょうことですか。それでよろしいですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 当初予算でいただきました不動産鑑定委託料に基づきまして、不動産鑑定をした結果でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 15目のまち・ひと・しごと創生事業費で、旅費というものが発

生しております。こちらについての説明、いつ、どこに、誰が、何のために行くのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

4月の人事異動で、企画財政課の中に、地方創生推進事務担当職員ということで、2名が配属されておりまして、現在、事務を行っておるわけでございます。また、地方創生に関する制度の説明会や国の相談会などの想定を上回る頻度での、そういった開催が行われておりまして、今後、そういった会議に出席するのを見越しまして、今回、こういった旅費の増額補正をさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 10ページ。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません、総務費、総務管理費、まち・ひと・しごと創生事業費の13節委託料、こちらに5項目と絵本カーニバル入れると6項目か、こちらにありますので、これらについての説明と、委託先の予定とか、そういった詳細な説明を求めます。

あと、今回のこの委託料というのは、主に企画になるのかな、どうなのかな、調査かな。この後に事業費というものが発生するかどうか、その辺のことと。もし、事業費が発生するのであれば、それは幾らぐらいを想定されているのかをお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

まず、13節のところに業務委託ということで、るる上がってる部分について、まず、簡単に説明をさせていただきます。

最初のチャレンジショップ設置運營業務委託料1,578万6,000円でございます。これにつきましては、事業の内容としては、短期交代制のチャレンジショップを運営いたしまして、創業希望者の創業支援を行いたいと思っております。

町内での新しい創業者の発掘支援を行うものでございまして、町内の商業の活性化を狙って実施するものでございます。

現在、1号店がございまして。これに、あと2店舗の増設を予定しております。

次に、交流マルシェの企画運営の業務委託料666万5,000円でございます。

これにつきましては、女性の集客を主眼としました町内外の事業者、創業希望者による、交流マルシェ、要は市場です。そういったことの企画、実施、運営、実施体制づくり、プロモーション等のこういったもろもろの経費として上げてございます。

駅前のチャレンジショップ事業に加えまして、定期的なマルシェを開催することで、交流人口の増加を図り、そして、創業を希望される方が、出店の実践をしてみて、そういった試行の場としても、こういったのを取り組んでいただきたいと思いますと考えてるところでございます。

次の創業支援スクール企画運營業務委託料で、538万2,000円でございます。

これは、創業・起業の希望者を対象としましたスクールを開催しまして、その開催の企画運営、講師の招集、それから告知広告の経費、そういったもろもろのものを計上したものでございます。

経営に必要な知識の習得をしていただくということを目的にしまして、本町での出店を促すというような目的でございます。

次に、女子集客のまちづくりマーケティング調査業務委託料、1,200万円でございます。

本町、女性が集まる町にしていくためのマーケティング調査を実施したいと思っております。町の中心部に点在する空き家や空き店舗を対象として、店舗活用の可能性の調査、それから、先行事例の調査、出店希望者等のニーズ調査、人の流れ調査、女子集客のまちづくり可能性調査などを行いまして、商業の活性化によるまちづくりを進めるためのプランニングの基礎資料としたいと思っております。

次の女子集客のまちづくり運営組織づくり支援業務委託料、この分は、推進交付金に該当するものでございます。

これは、運営組織の構想を作成するのと、人材育成を行う事業でございます。加速化交付金、推進交付金ともなんですが、自立性それから事業推進主体の形成、地方創生人材の確保・育成、そういうものがやはり重視されておまして、将来的には交付金に頼らずに、自己資金でこれを運営していく、自走していくことが求められております。そういったことで、これらの事業が、将来的に民間に引き継がれ、発展していく仕組みづくりを行うということでございます。

具体的には、まちづくり会社の構想作成ということで、あと、ビジネスモデルの素案の検討というようなことで約500万円。それから、マーケティングプロデューサーの募集、採用、それから育成等に1,000万円というようなことでの合計1,500万円の業務委託料でございます。

最後ですが、絵本カーニバルです。絵本カーニバル開催支援業務委託料、200万円ということでございます。

これにつきましては、地方創生の交付金事業という枠ではなく、町の単独ということでの事業で予定してございます。

絵本カーニバルというのは、絵本というさまざまな世界観を持つこういったソフトを媒介とした、コミュニケーションを図るイベントを開催したいと考えておるところでございます。日ごろと異なる空間の中で、子供たちや大人がたくさんの本に触れ合い、みずから絵本を楽しみ、想像力を養う、そういった場を設けていきたいと思っております。それにより、さまざまな世代の

方とのつながりを深めることができ、それが、地域の子育てや教育の推進を図る上での取り組みとして、発展していくのではないかとということで考えてるものでございます。

説明は以上なんですけど、あと、これらの業務委託につきましては、こういったことを専門とするコンサルというものがございまして、今後は、御議決いただきましたならば、これにつきましては、そういったコンサルを対象に、公募によるプロポーザル等を行いまして、事業者は決めていきたいと思っております。

あと、事業費が発生するのではないかと御質問でございます。

今後の事業費なんですけど、推進交付金につきましては、32年度までの事業計画がございまして、今回、その中の28年度分を補正予算で計上させていただいております。調査、企画等が28年度を中心なんですけど、今後、29年、30年、31年、32年度にわたりましても、いろいろ今言いました吉富町、JR吉富駅を核としたというこの事業をやり上げていくための、さらにいろいろ調査、企画を進めていく。事業費というのは、物をつくるわけではございませんので、工事費とは違います。今後も、委託料等が続いていくという、調査をやっていく、企画を進めていくというようなことになろうかと思っております。

今のところなんですけど、この5年間にわたり、推進交付金事業として、合計1億7,400万円の事業費で展開を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、るる説明がありました。推進交付金が5年間つくというふうな説明でしたが、これは、たしか今回の分でいうと、女子集客のまちづくり運営組織づくり支援業務委託料の分の2分の1だったと思うんです。加速化交付金のほうについては単年度、今年度のみ1回限りだったのではないかと思います。

今の委託が今後も続くとなると、交付金ではなくて、いわゆる上の4項目については、単費ということがあり得るんじゃないかなと、ちょっと若干今の説明聞きながら思ったんですけど、あと、先ほど歳入のときで言われましたね。もし、交付金が出なかったら、出ないことはないが、減額になった場合は、もしかすると見直しがあるかもしれないというようなことを言われておりました。

その意味で、町の本気度として、この中の事業が、まだ優先順位つけるのはどうなのかと思うんですけど、どれがメインなのか、どういう順位になるのかなというのがまず第1点と。

もう一つ、これら企画に対して、例えば、先日月曜日に資料を配付いただきました。この中に、地方創生加速化交付金2次募集に関するQ&Aというものが入っております。ここに黒丸3個目に、第1次分で不採択となった事業を申請する場合は、以下について十分留意していただきたい

と。ここで、①です。交付対象とならない可能性が高いと書かれて、事業の自立性や官民協働、地域間連携、政策間連携の先駆性について検討を深めてくださいよというふうなことが書かれております。

これらの企画に対して、吉富町の場合は、町の商工会や商工業者さん、そういった団体とか各経営者や、いろいろな方の意見聴取や会合というものが行われてきたのか。行われてきたのなら、どのような形で何回ぐらい行われたのかについてを説明求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

最初の町の本気度として、どの事業がメインなのかということについてなんですが、町にとって、どの、13節で上がってるこの事業がメインかということなんですが、実は、全ての事業メニューがお互いに関連を持っておりまして、チャレンジショップの設置、交流マルシェの開催、創業者支援スクールの実施など、町が当面の間これを、力を注ぐ一方で、先ほど言いましたそれらの事業が、将来、民間に引き継がれて発展していくという仕組みづくりを行わなければならないということでありまして、何か一つが欠けると、それが進まないというようなことでございますので、この全てについて、基本的には事業を展開していくというようなことで、全てが一連になってるというような考えをしているところでございます。

次に、2点目です。商工会やほかのところと話を進めたのかということだったと思いますが、平成27年度に、吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たりまして、役場の関係者のみならず、広く意見を求めるために、有識者会議というものを設置し、数回開かせていただきました。

15名の委員さんと2名のオブザーバーの方に参加いただいたんですけど、その中で、メンバーとしては商工会の方にも入っていただいておりますし、そういったことを通じまして、商工会のほうからも、いろいろと御意見をいただいたところでございまして、今後も、いろいろ連携をしていきながら、この委託等も進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ、全てが大事なものというふうに、連携されてるという説明でした。もちろん、本来そうなんだろうが、さきの1次応募のときが7,500万円で、たしか出されたと思うんです。それがだめだった、1次選考が漏れたということでした。

そのときと比べると、金額も変わってますので、多分、中身は若干変わってるんじゃないかなと、僕は思うんです。前回の分がどういったものなのかよくわからないので、わかりませんが、そうすると、町として一貫性があつた計画なのかというふうに、ちょっと疑問が思うんですが、

例えば、この件について、吉富町として、この施策をすることによって、町の集客、人口増に多分関係してくるんだと思うんです。空き家の話も出てきますから、人口増に対してどれぐらいの貢献度があるんでしょうかということが、まず第1点と。

もう一つ、先ほどの資料の裏のページの2ページ目に、手続についてのところで、申請事業数の上限はあるのかというので、単独申請事業については2事業までというふうになってるんです。これは、大きなくくりの2事業ですから、その細かいくくりはいいんでしょう。この部分でいくと、これ、上から5項目めまでは、どういうくくりになるんですか。ちょっとその辺がわかれば、教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まず最初の御質問で、人口増に貢献するのということだったと思うんですけど、先ほども言いました平成27年度に策定しました吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略、この中で、人口回復に向けて目指すべき方向として4つの基本的な目標を掲げまして、その中の1つに、安定した雇用を確保し、富を生むといった短期目標がございまして、この交付金事業は、まさにその部分に重点を置いたものであります。

この交付金事業を実施することで、どれくらい人口増加に貢献できるかということにつきましては、これは、誰もわからないと思います。ただ、ですが、結果を恐れずに、まずはやってみることが大切ではないかと考えてるところでございまして。

また、この事業につきましては、今後、重要業績評価指標、KPIというんですが、これにつきましては、外部有識者の検証を受けることとなりますので、その達成の度合い等は、そこで1回チェックも受けながら進めていくということでございますので、いい方向に、人口増の方向に貢献できるようになっていくのではないかと考えてるところでございまして。

それから、この事業がということなんですが、これは、先駆的な取り組みの事業のほうで、まちづくりの分野に属しているものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 15節の工事請負費、チャレンジショップ周辺整備工事費というものが上がっております。この工事の説明と、このウッドデッキは、耐用年数は大体どれぐらいあるんでしょうかと、維持費は、どれぐらいを予定されているのかと、その維持は誰が行うのか、誰の責任で行うのかについてを、まず、説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長、答弁。

○企画財政課長（奥田 健一君） この15節につきましては、JR駅前にデザイン性の高い店舗

を新たに2店舗設置する経費として上げてるものでございます。この設置に伴う周辺整備なんです、第1号店のところと同様に外構工事を行い、お客の寄りつきがしやすいようにと考えてる所でございます。

その内容につきましては、この事業を担当することになります産業建設課のほうでお答えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） では、お答えします。

まず、チャレンジショップの周辺整備工事ということで、山本議員のほうからウッドデッキというお話をいただきました。

耐用年数につきましては、町としましては、なるべく維持管理に費用がかからないようにということで、業者にいろんな種類の材料を探していただいたところ、10年以上はノーメンテで大丈夫だということから、あの木材について選定しました。当然、10年以上であれば、維持管理の費用が必要、発生するだろうと思います。

それから、管理者についても、吉富駅の管理につきましては、産業建設課が担当しておる関係から、その辺については当課、産業建設課が担当することになると考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そもそもウッドデッキをあそこに必要があるのかなというのが、まずちょっとわからない。誰がどうやって考えたのかというものが、まず一つあるんですが、1店目のオープンの際のウッドデッキは、そのときの工事費は、どういうふうな形で行ったのか。単費で行ったのか、それとも、今回のチャレンジショップ周辺工事費に含まれているものなのかというものがまず1点と。

ここへ来るお客さんは、駅前の、多分、駐車場を利用される方が多いんじゃないかなと思うんです。歩いて来られる方、電車を使われる方は別にしても、大半の方が車で来るんじゃないかと思う。その場合に、駅前の駐車場を利用されるとなると、駐車場は、よく満車でとめられない、午前中は停められないとかいうことをお聞きします。そういった場合は大丈夫なのかなというのが、まず第1点です。

駐車場利用者に不便性が生じないのか。停めてることにおいて、停められない、逆にお客さんがとめれないとか、今回、このお店に行く方が停めれないとかいう問題が生じないのかなということが、もう一点と。

あと、ここに出店されてる方、今の方はもちろんのこと、次、あと2店舗が入るとなると、多



分、車で来られる方が多いと思うんです。やはり、どうしても原材料の荷物を持って来たりだとか、いろんな形があると思います。その方々の駐車場というのはどうするのでしょうか。駅の有料駐車場を使われるのでしょうか。それとも、今はどこか別なところに停めてるのでしょうか。ちょっとその辺もお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 昨年度の工事の件について、まず、お答えさせていただきますと、単費で実施をいたしました。

次に、駐車場につきましては、特に駐車場が満車になるのが、雨天時が多い状況にあります。ただ、平日、日中についても、満車の日がございますが、駅、特にチャレンジショップ利用するお客様から、駐車場の止められないというふうな苦情は、現在までのところ、いただいておりません。

また、現在、入店して、出店しております方、それから、増設をした際に入店する方の駐車スペースにつきましては、現在の有料駐車場を利用させていただくか、または、公共交通機関を利用していただくようになると考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そういうことですか。先日、ちょっと行ったときに、私も、駅前にはよく青パトのほうで、私、回ってますので、日中、時間があいたとき。そのときに、ちょうどロータリーの真ん中に3台とめれるところがありますよね。あっこに車が2台ほどとまってたんで、そこに行かれてるかどうかわかりません、見てませんから。とまってたんで、ああいうところも使えるのかなというのが一つと。

ショップの裏に、何か車が1台とまってるなというのが、何か長時間あったような気がしたんで、ちょっと若干その辺、あっこを使わせてあげるのかなと思ったのが1点あるわけですけど、その辺、そういうのがあるんで、ちょっと確認したかったんですが。

もう一つ、先ほど町単費で行われたとありましたが、先ほど、3月の補正予算のときに、排水接続工事費、あれについては、今回に入ってる、予算の中に入ってると言われてましたが、これは、その分は入ってないんですか。

それと、ここの、私もこれで3問目になるんで、ここでちょっと最後、締めくくりたいんですが、ここの中で、先ほどのページの一番後ろ、事務連絡という地方加速化交付金に係る実施計画の作成及び提出依頼についてというものの中に、2ページ目、裏ページに、3番、実施計画等の提出についてというものが書いております。提出時期や実施計画の提出期限は平成28年6月17日金曜日5時までといたしますとあります。多分、きょう現在では、もうある程度できてる

んではないかと思しますので、ここで、私がこれ以上聞くのは3問目ですから、できませんので、多分これ、委員会のほうでもいろいろな質問が出るかと思しますので、この計画について資料提出ができるのであれば、していただかなければ、多分、委員会のほうからそういう提出依頼が出るんではないかと思しますので、そこら辺について、ちょっと提出を求めておきます。

それで、一応質問を終わります。

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。再開は13時からいたします。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（若山 征洋君） 再開いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 先ほど、山本議員さんから、資料の提出について御質問ありましたが、この地方創生の交付金の実施計画、計画書なんですけど、これにつきましては、17日金曜の15時までに内閣府のほうに提出ということになってございまして、今現在、町は県のほうにそれを提出しております。今、県のほうで簡単な審査を行いまして、多少のやりとりを今現在やってるところでございます。それが終わりましたら、県のほうを通じて内閣府のほうに、間に合うように提出されると思っております。

ただ、今現在では、そういったことで審査も全然通ってないような状況ですので、資料のお出しはできないということと、あと、この事業の資料の内容につきましては、今後、コンサルに発注する中身のこともる書いてございますので、うちが御議決いただいた後、コンサルに発注する段階までは、その内容については伏せておきたいと思っておりますので、その発注が終わりました後は、資料提供も可能になるんではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 10ページ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと単純な質問なんですけど、今の課長の資料請求に関する答弁の中に、本当簡単なことなんですけど、コンサルに発注する前に、その中身が議会にわかるとどうして悪いんですか。

例えば昔、公共工事の入札に関して、予定価格は事前も事後も言わないっていうのが、私が議員になった当時の常識みたいな感じでありました。でも、今は事前公表が当たり前になりました。その当時から、私は、何で言ったらいけないのかっていうの、とっても不思議に思ってたんですけど、今のもちっと同じような疑問を感じたんです。コンサル会社に発注する前に、議会にわかるのがどうして不都合なのかなと思うんですけど、その点、どうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この事業計画の中には、今後も業務委託の分が入っております。その業務委託の内容につきましては、その中身につきまして、設計書等でいきますと、数量をあらわすようなものでございまして、通常、数量、いろんな項目のいろんな数量が分かれば、それが金額に結びつくというようなこととなりますので、今の段階で町が考えてございます委託の内容につきまして、それに触れるということになりますと、その全体像が見えてしまうという可能性がございますので、そこはコンサルに発注をかけるまでは伏せておきたいと思っておりますということの答弁でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そもそも3月議会までに、1次募集に提出した書類は、今の2次募集と同じように、そういう工程でやっておるのでしょうか。全く違うのでしょうか。今回は、慎重を期して、いろんな方にレクチャーを伺ってやるとということでしょうか。前とは違うのでしょうか。前は、どうしてしたのでしょうか。何で外れたんやろうかと思いますが、先ほど聞いたら、上毛町は1次で通ったと聞いております。それが、何でうちでできんのかと、本気度が見せてないのかなと思いますが、いかがですか。企画課長、わからんのなら、町長、その辺ちょっと、私たちもどうなんかな。心配ですよ、2次募集でまた出らんかったら、どうなるんかなと思いますが、内示がいつごろあるのかちゅう話も含めてお願いできますか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今、是石議員おっしゃいました分は、加速化交付金の1次のことでございます。1次につきましては、本町、約7,500万円の事業費をもって申請をいたしました。ただ、残念ながら、全く交付金はつきませんでした。

その内容につきましては、やはり、同じようにJR吉富駅を核としたというような事業タイトルにはなってございましたが、それに、今回の補正の内容にプラスされて、観光の分野につきまして、同じように事業計画をしてございました。

そういったこともありまして、観光のそういった分野のところにつきましては、起業・創業を中心としたこの事業には、ちょっとなじまないのではないかなというようなところと、事業費がそれだけの、七千数百万円の金額でございましたので、単独の町村としては、金額がかなり高額ということで、さらに国の審査が厳しかったというようなことみたいでございます。

今回は、要綱のところにありますように、大体1次も含めて4,000万円から8,000万円というようなところの枠の中でというふうに変えてございますので、今回のこの金額はその中にお

さまってる。十分中も精査した形で申請に臨んだということでございます。

1次が全然採択されなかったということにつきましては、町としても、その分は大変遺憾でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 内示につきましては、推進交付金のほうなんですけど、9月の中旬をめどにというような話は聞いてございますが、明確化されておりませんし、加速化交付金につきましては、それよりは早いでしょうというような回答はいただいておりますが、じゃあ、いつなのかというようなことの明確な国の回答はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の内示の決定に関してなんですけど、加速化交付金のほう、それがもう一つの推進交付金、それが9月がめどで、それよりも早いだろうということですよ。

それは、どういったらいいのかな、いただいた資料の手續についてというところがあるんですけども、加速化交付金については、その事業が、28年度内の執行が完了するようにしなければならないというのがあるんですけど、仮に9月ぐらいにそれが、内示があったとして、それから間に合うんでしょうか。その辺、確信というか、どうなんでしょう。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 岸本議員さんがおっしゃったとおりでございます。加速化交付金については、27年度の事業費を28年度に繰り越しで持ってきたものですから、28年度以内に執行しなければなりません。

ですから、国のほうも、この推進交付金、9月中旬ぐらいだろうと言いましたが、それよりも早目に、7月でも、8月でもってわかりませんが、早目に来て、そういった事業がなされる期間は、考慮してもらえるものだと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回のこの一連の交付金をめぐることについて、私が一番懸念してるのは、事業の内容というか、そのことをきちんと知らなければならないということもあるんですけど、予算書のあり方について疑問を抱いています。

全協での説明の中で、大体、予算書の歳入のところに関しては、国から内示があったので、予算書に計上いたしましたっていうことが、今までがずっとそうだったと思うんです。ところが、今回は、とりあえず、とにかく予算書の議決が条件で、交付金を交付するかどうかの検討をする

というか、何かそういう話があったんです。

それっていうのは、初め聞いて、もうびっくりしたんですけど、もう予算書の形骸化であるし、大きく言えば地方自治に対して、地方議会の議決権を侵害してるんじゃないかなというふうに、そういうふうを感じる部分もあるかと思うんです、そういうふうに見られても。それは我が町のせいではないんですけれども、国のそういう指導なり、そういうことを求めてくることに対して、どのように考えておられるでしょうか。これ、町長、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今回の予算の提案につきましては、今回だけが特別にということはありません。今までも、国の財源をもとにして行う事業等で、内示の前に予算を上げるっていうことは、多々あったかというふうに考えております。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか——11ページ。

12ページ。

是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 12ページ、介護予防・日常生活支援総合事業費のうち、認知症地域支援推進員研修受講料とあります。これについて、どういう事業か説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えをさせていただきます。

まず、研修の目的でございますが、認知症地域支援推進員は、平成30年度から全ての市町村に配置されることから、今後2年間で推進員の質の確保をしながら、量的拡大を図っていく必要がございます。

厚生労働省の会議で示されておりますが、この研修により、この推進員、この方の役割、知識、技術を習得した研修となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっとイメージが湧かんです。認知症地域支援推進員、例えば職員にさせるのか、それとも、そういう専門の方を育てるのか、職員じゃなくてとか。そもそも地域支援推進員ちゃあ何でしょうか。その辺もあわせて、だから、誰にさせるかっていうか、誰に受講させるかということを示してください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

この研修の対象者でございますが、市町村において、認知症の医療や介護、そういう専門的な知識や経験がある医師、保健師、看護師、作業療法士等が該当となっておりますので、包括支援

センター内のそういう資格を持った職員に研修を受けさせたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これ、私の一般質問の中にもありますんで、ちょっとその辺を深めていきたいと思うんですが、今お聞きすると、もう既に専門の方なんです。お医者の方とか、今度、看護師さんとか、介護士さんとか。それを、認知症の方を地域でどのように支援するかということの、だから、何か、私のイメージですよ。地域にそういう組織をつくるとか、家族にそういう教育をされるとか、何かそういう具体的なことはわかってんじゃないですか。その先、支援員の方々が研修した後、この方々が、町の認知症の方の問題点にどうかかわるのかというようなイメージを、ちょっとお示してください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

認知症地域支援推進員でございますが、既に包括支援センター内でも、認知症のサロンとか、老人福祉センター内に開設しております。

この研修は、そういう方の専門員のさらなる知識、技術の向上を目指すために、国がこの研修にぜひ参加をとということで参加させるわけでございます。

通常、今でも認知症の専門員による相談会をあいあいセンター内で、月1回行っております。そういう場においても、認知症の分野で、先ほど申し上げたとおり、かなりの知識が必要と思われまので、研修をさせるものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 13ページ。

14ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 一番上のプレミアム商品券発行事業等助成金についてお尋ねします。

事業主体は商工会だと思っておりますけれども、このプレミアム商品券に関して、以前、一般質問で幾つかお願いしておりました。例えば、単位を1万円ではなくて、5,000円、3,000円、それから、500円券を発行してほしいとか、販売所も1カ所ではなくて、町内複数で、皆さんが求めやすいようにしてほしいということをお願いしてたんですけれども、その点、どうなんでしょう。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

岸本議員さんが言われるように、少額の商品券も御検討をとということで、これにつきましては、

商工会とも協議を行いました。

ただ、商工会としましては、消費喚起をする上で、1,000円券が一番妥当ではないかという御判断から引き続き1,000円券での販売をやるということで聞いております。

あと、販売する場所につきましても、商工会の職員が少数であることから、複数でっていうのは、商工会の職員の対応ができないっていうことから、1カ所での販売ということで、今年度もやる予定であるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今まで1万円の一つのくくりですよ。あれを、1万円余裕がない方は買えないわけです。でも、3,000円とか5,000円だったら買える。

私が言ってるのは、あのときも言ったんですけど、町のお金を使っての助成なので、できるだけ一人でも多くの町民の皆さんが、潤うというか、それが必要じゃないかという観点から、1万円買えない、でも、5,000円なら買えるっていう方もいらっしゃるんで、そういったことを配慮してもらいたいということだったんですけど、その点は、どうなっているんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 先ほど、少額の商品券っていうことのお答えをさせていただいたんですが、発行元の商工会としては、複数の商品券を発行するというのは、事務的にも、それから経費にしてもかかるということから、統一した1,000円券を発行したいということの考えから、今後もそういう形での販売をしたいということで聞いております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ、今、プレミアム商品券の件が出たんで、ちょっと私も聞きたいんですが、この金額というのは、基本的に例年どおりかと思うんです。

先ほどから地方創生だとか、駅前チャレンジショップだとか、いろいろ言われておりますが、駅前ショップ云々というのはもういいんですが、町民全体への公平性や、商工業者への還元という意味で考えれば、ここにかかり集約・集中するべきものではないのかなというふうな疑問点も浮かんでくるわけです。

それが、今回は、駅前ショップなんかに対する予算に比べて、こちらのほうが少ない。例年どおりであるという。昨年は、かなり大きな額が出たわけですね。この辺の違いというものについての説明と、やはりこれは、昨年同様、交付金がなければふやすことはない、今までどおりのやり方で進めるということなのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

昨年度は、地方創生等々で国からの交付金がありましたことから、昨年は1億円という商品券を、販売をいたしました。

今年度につきましては、プレミアム分の200万円につきましては、町が7割の140万円、それから、残り3割については県の交付金として実施をする予定であります。

商工会とか、そういうふうに重点的にということでの御質問ですが、商工会員への助成等につきましては、創業支援、それから経営革新等で予算を確保しております。そういった面で、商工会の活性化に御利用していただければということで、決して商業関係に重点を、重きを置いてないということじゃございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 土木管理費のところです。12節役務費、土地分筆登記等手数料、これは、何筆分を考えてますか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 3筆分です。

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） よかったらどこか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 地区で申しますと幸子上、小犬丸下、楡生地区の3地区でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2項道路橋梁費で、町道新設改良工事費について、この取得場所、工事場所の説明をお願いしたいんですが。

それと先に、この資料、こちらをいただいております。こちらで、今回が、工事が1番から7番までというふうに上がっておりますが、これを見る限り、舗装は4メートルで、狭隘道路は5メートルと6メートルと、いろいろ数字が違うんですが、同じ狭隘道路でも、いわゆる拡幅幅というんですか、道路幅というんですか、これが違うことの理由とか、その辺についての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

資料ナンバー2でお配りしてます資料の中で、山本議員が言われるように、幅員が違うということですが、これにつきましては、まず第1は、狭隘道路の整備計画というのを作成をしております。



ます。それをもとに道路の拡幅計画を進めていくわけですが、場合によっては、狹隘道路につきましても、5メートルとはしておりましたが、地権者の方の交渉の中で、もっと広く道をしてほしいとか、そういった御要望をいただいた場合は、5メートルが6メートルになる場合もございます。

基本は、狹隘道路の整備計画をもとに、今回、7カ所の道路改良工事を計上させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 細かいことは、また委員会のほうでお聞きしますが、今、地権者のほうがもう少し売るから、もう少し買ってくれというふうに言われると、どんどん買うという、何かそういう説明だったんですが、この中で、2番の楡生村中道路一部拡幅工事、これを6メートルということなんですが、僕も、よく場所がわからなかったんで、見に行ったんですが、これ、行きどまりの道というわけじゃないんですね。ちょっとその辺を1点お聞きしたいのと。

もう一個、3番か、園田屋敷線ほか1路線一部拡幅工事ということで、コーナーの土地を、43メートルの6メートル道路をつくと書いてるんですが、これは、先日の防災道路につなげる取りつけ道ということでよろしいのでしょうか。その辺のこともお聞きしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、最初の質問の2番ですが、これについては、行きどまりの道路ではございません。

それから、3番の園田屋敷ほか1路線の拡幅工事につきましては、将来的には、27年度3月30日に通り初め式をしました大市屋敷線に接続を予定はしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今のところ、狹隘道路事業、これの防災道路に取りつけるということと理解しましたんですが、これにも不動産鑑定を入れるのでしょうか。明快なお答えをいただきたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

3番の園田屋敷ほか1路線の拡幅工事につきましては、小犬丸下地区から自治会要望として、5メートル以上での拡幅ということで要望が上がりました。

用地買収につきましては、町が用地買収でしております宅地2万円、農地は1万5,000円の用地買収とさせていただくということで、道路計画の説明会を開催した折には、そういうふう

に説明をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 現地の方々に説明をされて、納得していただいたんですか。防災道路の場合は不動産鑑定を入れて、こちらは入れないと。しかも、全然違う道ならそうかもしれませんが、同じ地区で、私たち、一番心配してたんです。不公平感が漂うのではないかなと思ったんですが、ないんですか。その辺をもう一度、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、不動産鑑定をしました大市屋敷線ですが、大市屋敷線につきましては、町の中を走る幹線道路であります県道中津吉富線、それから、県道吉富港線の幹線道路を接続する基幹的な道路として整備することから、用地買収その他補償については不動産鑑定を実施しました。

それ以外の道路改良につきましては、狹隘道路の整備計画で上げていますように、5メートルもしくは6メートルという道もございますが、その路線につきましては、町が用地買収をしております買収費用をもって買収させていただきますということで、地元説明会のときはそういうふうに説明をさしていただき、通常はそういう形でさせていただきますということで、御理解はいただけました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ナンバー2というか、2番の狹隘道路事業、先ほどの行きどまりではないという道のことなんですけど、ここは、地元のほうから要求があったんでしょうか、要望が。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 2番の楡生村中道路につきましては、この周辺に接している所有者の方から、家を取り壊す、家を建てかえる、もしくは土地をどなたかに売りたいということで、その際に、道が狭いので寄附をいただくというお話でいただきました。そういった御厚意で、寄附していただくという話になりましたので、できれば5メートル以上でどうでしょうかとまず相談しましたら、広いほうがいいと。将来的には、6メートルになるような土地を分けていただけるということで、了解していただきましたので、こういう計画をさせていただきました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど、同僚議員が、今回の道路について、要は、今回の道路は

全て不動産鑑定は入らず、全て2万円という先ほどの説明でいいのかなと思います。今回の土地は、全部それでよかったのかというのが1点と。

先ほど言われましたように、町の基幹道路であると、何ですか、不動産鑑定が入るといような説明だったんですが、その線引きはどこら辺にある。

例えば、先ほど吉富町の役場の庁舎の横の土地を購入するのは不動産鑑定が入ったと。でも、先ほどの課長の説明では、住宅地は2万円というふうに決まってるということだったんで、その線引きはどうやってやられるんでしょうか。その辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 先ほどの御質問の中でも触れましたが、町の中にある道路の基幹的な道路と道路を結ぶ道路、大市屋敷線でいえば中津吉富線から、県道吉富港線までを接続する、基幹道路を接続する道路に関しては、そういった不動産鑑定等が必要であるってということから、それ以外の町道の拡幅、例えば、自治会からの要望道路等につきましては、従前からの用地買収費で買収をさせていただくってということで、説明の折にはそういうふうに説明をしております。また、その点については、御理解をいただいているところであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） もう最後ですけど、今、課長の答弁の中で、基幹道路、吉富中津線というのは、吉富亭の前の山国橋に通じるあの道だろうと思う。その道と吉富港線、これも基幹道路ですが、これは今、派出所のそこから港まで行く道があると思うんですが、それに接続するというふうなお話があったと思うんですが、計画はできたんですか。前、なかったと思うんですが、町長の頭の中にあるよちゅうお話はありましたが、そういう計画書は出したんですか。

狭隘道路のときに、国、県からの説明の中に、そういう文言がちゅうか、計画があったんですか、あるんですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

具体的な計画はございません。ただ、大市屋敷線のような町内でも規格の大きな6.5メートルという道路ですが、それについては、例えば、町内の道路、村中道路を接続しても効果は出ません。私たちとしては、そういう幹線道路と幹線道路を結ぶ道路は必ず必要だということから、産業建設課の中で、将来的には吉富港線、あるいは小犬丸黒川線、通称電源道路と言われるんですが、そこへつなぐような道ができれば、より利便性がよくなるのではないかとということで、内部で検討をした結果、そういう幹線道路を結ぶ道路の整備については、そういった事業を使う必要があるということで、申し上げた次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 15ページ。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 3項の一番上の13節委託料と、15節の工事費の山国川樋管管理費のところの説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、山国川の樋管管理費につきましては、当初計上していた予算よりも、国土交通省から提示された金額が、予算額でいいますと、5万9,000円の増額となりましたことから、今回、補正計上をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 続いてその下の15節の用排水路の改良工事もお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

用排水路の改良工事費につきましては、鈴熊池の西側が、漏水が発生しました。今、ため池で農業用の用水として必要な施設でございますが、幸いに今年度は米の作付をしない水利の区域でしたので、水位を落として、今、漏水はとまっております。

ただ、来年度以降、農業水路として確保する必要があることから、今回、補正計上をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その下の都市計画費で、公園費で、測量等業務委託料というのが発生しておりますが、この測量の説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） この測量業務委託料につきましては、昭和63年に天仲寺公園の整備を始めてから、約29年を経過しております。その間、天仲寺公園を整備するときには、天仲寺がございました。それで、天仲寺が取り壊わされて町有地となりました関係から、天仲寺の跡地周辺、小笠原公のお墓、その他周辺の広場等を再整備を目的として、今回、補正計上をさせていただきました。

それと合わせて、小笠原公のお墓のところに上水道の配水池がございます。将来的には、配水池が新設されて、その施設を取り壊したときに、そこも一体的な公園と整備したいことから、その跡地を含めたところで検討したいなということから、周辺の測量それから地質調査を、今回、

計上させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今のお話、なかなか興味深いですね。今、天仲寺山の第2配水池ですか、それを計画されておまして、現地の説明にも、私、参加させていただいたんですが、そのときに、今のタンクが2倍になるんですね。今言った小笠原公のところはどうなるかなということだったわけですが、今のお話では、将来どうなるかわからんから、その測量をやっとくということですよ。

今回、補正で入れるちゅうことは、かなり、何ていうんですか、早く、前倒ししながらやるということ。その中に、さっきの説明の中に、前、天仲寺のお寺があったんだと。あれは、町有地になってなかったですかね、今は。その、あの辺の改良をやるためなんですね。目的をちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 天仲寺公園を整備する、63年から平成9年ぐらいまでは天仲寺公園、整備したんですが、その時期には天仲寺、寺がございました。その部分は取り壊されて、町有地になったんですが、町有地として、今、空き地の状態であります。

それから、63年に整備してから以降、何も手をつけておりません。それと、小笠原公へ上っていくのは階段でしか上がることができません。そういった、どなたでも公園まで行けるようなそういった沿路だとか、それから、小笠原とちょっと西側に広場があるんですが、それも沿路を歩いていくよりは、何かとつなげるようなものができればとか、今は、まず測量をやって、地形等を見ながら、最終的にはそういったものの施設をつくるかということは、検討はしていきたいなと。そのための測量委託でございます。また、地質調査をする予定でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の測量も、6月の補正で出してくるんですから、何か急ぐようなことがあるのかなと思ったんで、同僚議員が聞かれてましたから、ここについてはいいですけど、何か石橋つくるための土台づくりするんかと思ったんで、ちょっとびっくりしたんやけどね。

その下の住宅費、ここで住宅建設費で、工事単価入替業務委託料というのが入っておりますので、こちらの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えをさせていただきます。

現在の設計価格でございますが、平成27年度の単価を使っている関係上、28年度に県の審

査を受けるために、実勢価格を適切に反映させるための単価入れかえでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その建設何とか何というは、何に使うんです。住宅のほうで、何か必要なものがあるんですか、何ですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

この分に関しては、別府住宅の建て替え工事に伴う建設の工事価格を出すための単価入れかえでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、平成、今までの古いやつじゃないで、今の最新版に変えんとずれてくるということなんかな。ということは、もう今年新しく単価が変わるということになるんかな、そうなんかな、違うんかな。今回初めて単価が出る、違うやろ。前の単価では合わなくなる、前のやつが古い単価なんで、最新版の単価に置きかえますよっていうことに、物価が変わってきたり工事費も変わってくるからという説明でいいんかなと思うんで、となると、平成27年までにつくった単価表というか、そういうものはもう古いから、使えないということですよ、そういうことになるよね。ということは、それは、我々に提示してももう問題ないということよね。最新版については、入札のこととかいろいろあるから、我々には提示をできないといつも説明をしてますよね。でも、古いものに関しては、もう使えないものでしょう。ということは、概算などは、我々がそれを見ても何の問題もないということになるんやないの、違うんかな。

ということで議長、済いません、古いほうでいいんで、最新版のやつは、先ほどからいろんな資料で、まだ出されないというものがたくさんあるようなんで、古いものに関しては使えないんですから、それぐらいは我々に提示するように求めてもらえませんか。（「賛成します」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） どうですか。町長。（発言する者あり）本があるんですか。（発言する者あり）

○議員（2番 山本 定生君） やりかえな、県のあれが通らんのやろう。

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。

午後1時44分休憩

.....

午後 1 時46分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に続き再開いたします。

先ほどの件は、説明、健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

設計図につきましては、数量等が入っておりますので、公開は差し控えさせていただきます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この下のほうの備品購入費です。災害対策費、これ何でしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 消火栓用消防ホース格納箱 5 台の購入費でございます。

老朽化した格納箱の取りかえなどに数個確保しておりますが、在庫がなくなったため購入するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 16 ページ。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 16 ページ、2 目事務局費 1 節報酬学校運営協議会制度導入検討委員会委員報酬について、どういう方が何名委員になられるのかと、これはコミュニティ・スクールの導入についての第一歩だと思うんですけど、コミュニティ・スクール、来年度多分導入の運びとなるんでしょうけど、それまでの今後の流れについて教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） お答えいたします。

報酬の関係なんですけど、どういう方ということで、まず、識見を有する者、それから児童の保護者の代表の方、それから地域住民の代表の方、それから小学校の教職員、それと教育委員会等の職員を計画をしております。

その中で、一応 15 名以内で名簿案を作成しておりますが、その中で、実際に報酬、報酬を伴わない、例えば、教育委員会の職員等とかは、それとか、学校の先生方は報酬は伴いませんので、それを除いた方、9 名の方についての報酬を計上しております。

年 4 回行うようにしております。

それで、時系列なんですけど、今後、28 年度につきましては、7 月に推進委員会、方針の確認、それから講師招聘の研修会、10 月については、また推進委員会、先進地視察、12 月、保護者、地域の説明、それから推進委員会、最後の推進委員会等、この計画はしております。年 4 回、先ほども申しましたとおり、4 回計画しております。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

17 ページ。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 一番最後に、文化財保護費のところ、これ、よつえだと読んでいいんですか、四ツ枝古墳石室移設工事とありますが、現地、私見たんですが、移設ちゃどういふことでしょうか、その説明をまずお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 御説明いたします。

この、四ツ枝古墳につきましては、平成6年度から平成10年度で実施しました鈴熊山遺跡発掘調査で確認されました古墳なんですけど、これまでは、調査後に埋め戻しをしまして、現存保存されていましたが、このたび、所有者が宅地開発を計画しているということから、古墳の現状保存が困難となったために、隣地の鈴熊山公園西側町有地に移設をしまして、復元展示をする予算を計上しております。

古墳につきましては、その場所にあることに歴史的、文化的価値がありますが、破壊あるいは消滅してしまうことを考えれば、移設展示して教材として、町民の歴史的教育や郷土学習に活用する、あるいは観光資源としての本町固有の歴史文化の発信に活用することが、古墳の文化的価値を保護しまして、文化的財産として保存継承ということにつながるというふうに考えまして、移設を今回計画をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、初めて聞いたんですが、ホームページにもこの古墳が書いてあります。

これ、平成6年から10年に発見されたんだということでした。あそこに、田んぼの上に、岩が、多分1つ大きな岩が出てたんだと思うんですが、現在は休耕地になって、それまでは土地所有地権者は、そこに耕作地としてお米をつくった経験があるんでしょうか。

それまでは放ったらかしといて、今回は土地が転売されて、土地の利活用のために、これを文化財を移設するという説明のようですが、そこだけなんですか。例えばそっちにくっついた田んぼがありますよね、そちらにはないんでしょうか。もう、あそこだけしかない、石の、現場見たんですが、ほかにも周りも掘ってみて、あそこしか掘ってないみたいですが、そういう調査というのは、報告書はここだけと出とる。報告書にはどうなっとるんか、あわせてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 古墳が出たのはその場所だけです。それと、あと、今までは田んぼとして活用しておりました。その部分除けてですね。

それ以後につきましては、ちょっと、私記憶がないんですが、多分、田として活用していたというふうに思います。



以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ほかにもたくさん遺跡が出る可能性もあるし、今も既にありますが、例えば、今度の別府団地の建設の予定地、あそこにも出ました。

それから、今度まだ、古い住宅を取り壊したときに、まずそれを調査せなならんのだらうと思うんですが、歴史的価値があるからこそ移設するんだということだらうと思うんですが、これからも、古墳としてそういう報告書の中に、残すべきだということになれば、そういうふうにするんでしょうか。それは、もう決められたことでしょうか。それと、その費用は、全部単費でやるんでしょうか。それもお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 費用につきましては、単費のほうで行いたいと思います。

それから、結構、まだ発掘されてない天仲山にも2つほど古墳がございます。それ、別府の遺跡、住宅とか、住宅の跡、前、掘ってしてるところにつきましては、当初予算のほうで掲示板、こういうふうなことでいきさつそれから、そういった感じの説明板を設置するように予定をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 歳出全般について御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの10ページです。10ページのまち・ひと・しごと創生事業費に関してなんですけど、先ほど、町長が、内示の前に予算書に歳入のところに予算を上げたことがあると言われたんですけど、何の根拠もなく、何の事情もなくそんなことがあったんでしょうか。もし、あれば、その事例として上げていただきたいと思います。それが、1点。

それともう一つは、今回は、単に内示の前に予算を計上したということではなくて、私が全協で聞いたのは、議決が条件で検討する。議決が仮にあったとしても交付されるか、されないかわからない、そういう内容だったと思うんです。こういう内容に対して、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 今の岸本議員さんの質問に関連するような形になるんですが、今回の加速化交付金についてですが、加速化交付金につきましては、国のほうの、県を通して国のほうからの回答があったということなんですけど、国の表現はこういうふうに言っています。今回の加速化交付金に関して、加速化交付金の充当を見込んだ歳出予算と、その特定財源である加速化交付金を別のタイミングで計上するものではありません、という表現。要は、同じく、同じ状態で上げてくださいということを、国は言っています。

ただ、言い方としては、そういったふうに、上げてくださるのではなく、別のタイミングで計上するものではありませんよという、国がこういった説明の仕方をするわけでございます。

参考に、以上でございます。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 過去にあったかどうか、私が財政を担当している範囲の話ではわかりませんが、こういったように、国の機関が予算を計上をする、しないのときのタイミングにつきましては、明確に今の内示をもって上げてくださいますとか、内示前でもいいですよというような、そういった言い方は基本的にはしてません。

そのところにつきましては、文書の文言等をよく読んで精査する形で判断する。それでもわからないときには、国にお尋ねするというようなところやっているわけでございます。

今回もそういったことで、上げさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 全協での説明では、今課長が、その国の通達の文章を言われましたけれど、それをどう解釈するかというところでは、私がさっき言ったことだと思うんです。そういう説明受けました。

私は、何度も言っているんですけど、そういう予算の予算書のあり方について、すごく何だろうと思うんです。町長は、そういう国の指導、指導というか、こうしなさいということに対して、地方自治体の一首長としてですよ、どう考えられるんですかということをお聞きしたいんです。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今回の地方創生の事業にとりまして、国が主導的に事業を行っております。

我々地方もということで、それぞれの市町村が総合戦略をつくりました。それに基づいて事業展開をしていく。それを同じ速度で国が財政的支援をするということから、改めてそういうふうな指示が来たんだろうというふうに思います。

国の内示があつて、それから我々が計画を立てましょうということになれば、時間的ロスができるんだろうと思うんです。なるべく効率よく同じタイミングで、同じスピードでやってくれということで、国からの要望が出ておりますので、私どもも素直にそれに従っていきたいというふうに思っております。

それをすることによって、地方自治が侵害されるということは、全くなかろうというふうに思います。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 議論がかみ合わんのですね。要するに、まだ、内示をいただくというのは、こういう計画書がありますと、これで完全に通るか、正式に通るのはまだあれやけれども、事前審査で大体いいですよということだろうと思うんです。

それが全協での説明では、今同僚議員が言われたように、まだ決まってないと、まず、町なり議会のやる気を示せという言い方だったかと思いますが、とりあえずは、これを通せと、予算も歳入の組み立てもできてないのに、通しなさいということですよ。これは議会軽視といっても不思議はないんですよ。

だから、地方自治というのは、おたくたちの執行部の話で、議会は軽視ですよ。議会の、まずは通してくれと。ならですよ、今いったこんな事業を計画をしておりますと、もし、そんならね、出せませんと言いましたけど、秘密会にしていいんですから、出してください。でないと、できないちゅうかね、納得いきません。

先ほどの内示もないうちに出したことがあるという、同僚議員への答弁の中、町長の答弁が。本当にあったんでしょうかという質問ですよ。それを示していただいたらどうでしょうか。

それを含めてもう一度、回答をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今の是石議員さんが言われているお話をちょっと理解しがたいんですが、今、予算を立てて提案することに関して、議会を軽視することでも何でもないと。

議会軽視、今、考え方いろいろあるんだろうと思いますが、私どもは、議会に諮らずにしているわけでもありませんし、議会で予算を提案をして御議決いただいて、なおかつ国の内示がくれば、予算執行すると。議決を受けたから、即、予算執行するということではなかろうというふうに私は考えております。

だから、岸本議員さんが言われる地方自治の侵害でもないですし、まして、議会軽視云々というのは、なんか考え方違うんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私の質問に対する町長の答弁は、私はかみ合っていないと思います。

町長はいいほうに解釈して、時間の節約みたいなものを言われましたけれど、そんなもんじゃないですよ。

議決することが条件なんです。先に議決することが条件で、出しますというなら普通ですよ。内示があつて議決をして、お金を出るとするのは普通です。

議決しないと、考えないということです。検討しない。そして、しかもですよ、議決しても来

ないかもしれない、その金は。そしたら、予算書って一体何ですか。こういうことを、今、国が言いよんですよ。そのことに対して、私は、とても危惧しています。そのことに対しての町長のお考えが聞きたいんです。

それともう一点、先ほど、これどういう事情だったか知りませんが、内示の前に予算計上したことがあるとおっしゃいました。その事例と、それどういう事情の中でそうなったかということ、それは今でなくてもいいですけど、報告してください。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 事業の予算を立てますときに、国、県のいろんなメニューがあります。そのメニューにのっとって、ほぼ間違いなく予算がつくだろうということで事業を立てていきます。内示がおそくなる場合って結構ありますから。それから予算を組んで事業をかかろうというけど、内示がなかなか来ないので、内示待ちってこともあります。

内示が来てから、予算を立てる、歳入の予算を立てるということもありますし、いろんな予算の立て方、そして執行の仕方があろうかと思えます。

今回の地方創生につきましては、国は、全ての市町村に、総合戦略をもとにして事業の計画を立てたから、全ての市町村に漏れなく該当をさせるということは、国の予算上難しい。限られた予算の中でやると。なおかつ一行政が、上限が8,000万円ですかね、8,000万円以内ということで、早い者勝ちですよという予算を、最初から国は説明しております。

その早い者勝ちの一つのあかしとしては、それぞれの市町村で、地方自治体で、県も入りますんで、地方自治体で早く着手をしたところから、国は選定をして、予算をつけられるところはつけていきますよということのようです。

私どもも国ではありませんので、確たることはわかりませんが、国は、早い者勝ちでやる気のあるところから、やる気度によって予算をつけていく。また、中身の審議もきちんとしているんだろうと思いますが、早く予算をつけていきますという、今回特殊なやり方だろうというふうに考えております。

私どもも、内閣府と連絡をとりながら、その辺の調整をしながらやってきておりますので、国を信ずるしかないんだろうというふうに思っております。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 一次もそうしたんでしょう。町長。

その手法でやったわけでしょう。それでだめやったわけですよ。同じことを、踏襲しないというのは、町長の心情だろうと思うんです。今度は自信があるわけですね。議会の議決というか、議会のやる気も、要するに吉富町としてのやる気を見してくれというんなら、こういうことをしたいんだと、未来をこうしたいし、こういうことをやるんだと、内容を示して我々に、ぜひ理不

尽なこと言われおんやけれど、町として、議会も執行部も一丸となってやっていますよということの体制を見せるためには、やっぱり内容を説明すべきですよ、資料をもって。

とにかく議決、丸投げ、丸投げじゃないな、判を押せと、それはなかなか、議会出身の町長の言うことじゃないですよ。私なら大反対する。

町長は、福岡県を向こうに回してやったお方ですから、いつの間にか言うこと聞くようになったんでしょうか、ちょっと不思議でこたえん。

だから、吉富町のためにやりたいというなら、秘密会でもいいですから、こういうことでやるんですよと、私たちに納得いけるような、示して議決を満場一致でやりましょう。それはどうですか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 是石議員さんが、私の頭の中か、心の中かまでに勝手に言葉をつくって、私は、自信があるという言葉は1回も使ってないんですが、（発言する者あり）勝手に人を決めつけて、時々言われているようですが、それは大間違いだと思います。

それから、今回の地方創生についても、私どもは吉富町をよりすばらしい町にするために、時にはいろんな柔軟な考え方も必要であろうし、時には地方自治体として、本当に自分たちの考えを持ったものをやっていかなければならない。いろんな使い方があろうかと思えます。

ただ、ただ、批判をするだけで、何も結果は見えてきません。それぞれ職員が手分けして、いろいろと事業計画を立て、またいろんな情報を収集をしてやってきております。私は、それを後押しするのが、我々の仕事だというふうに思っております。

議会の皆さん、10人が10人、御理解いただければ、一番いいんですが、中にお一方、お二方に、考えの違うような方がおられても、それはやむを得ないことだと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、同僚議員たちのやりとりの町長の話聞いてて、先ほど何か言われていた、以前にも何かこういう例があったというような御質問をされました。今、町長は、今の次の同僚議員さんの方の説明のときには、今回は特殊なケースだと思いますと言われました。どっちなのか、私もよくわかりません。

どっちが正しいのか、以前にもあったのか、あったのなら、いつどういうときにあったのかという、たしか質問だったと思います。

今回、特殊な例と言われてました。だったら特殊な例なのかということですよ。

あと、その町が本当にやる気っていう話をするのであれば、本来は、これは当初予算のときに一般財源を使ってでも、独自財源を使ってでも出すべきものではなかったのかなと思うんです、

私は。

それを、後になって、交付金が出るからという形で作るんじゃなくて、本当に、この町でやりたいものであれば、以前にあった芝生のように、後から出してくるんじゃなくて、ちゃんと1年間の計画を立てて、これだけのことをやりたいですというのであれば、いいんじゃないかなと思うんです。

それを、今言われた説明だと、ちょっと若干納得がいかないんで、本当にやる気というのほどこの部分にあるのかなと、私は思うんです。

さっき、予算のときに説明聞きましたね、この中で町として本当にやる気はどれなんですかと聞いたように、本当にやる気があるのであれば、一般財源か何かで上げて、吉富町としては、今後は財政計画にも上げているように、2億円使って3年間で6億円使っていろいろやっていきますと、町のために頑張ってくださいというのであれば、そういうふうな出し方をしてくれれば、我々も賛成しやすいですよ。

それが、ただ、単に1次で落ちましたから、2次でもう一回やりますという話になるからややこしい話でね。

さらに、今回は出るかどうかはわかりませんというような言い方されるんです。違うでしょう。

例えば、車を買うときに、お金を借りに行きますと、仮にローンを組みますと、車を買った後にローンを申請に行かんでしょう。ローンを申請してから車を買うでしょう。そういう話じゃないんですかね。ちょっとその辺を教えてください。この内容について。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 山本議員さんと私どもの考え方というのは、多少相違しているんだろうとそういうふうに、それぞれの見解の相違だろうというふうに考えております。（「自分が言ったことを」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 歳入、歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、18ページ給与費明細書、19ページ、20ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 19ページ、先ほど、歳出のところで一応確認はしたんですが、もう一度確認させてください。

補正前69人職員数です。補正後で71人、増減が2名になっていますが、これは先ほど言われたように、1名退職の3名プラスということによかったのか、確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 69人の内訳ですが、補正前の69人は職員68名と教育長です。

補正後の71人につきましては、職員70名と教育長でございますので、1人やめました。3人

採用します。プラスマイナス2の増ということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 20ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 21ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 22ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 23ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上で、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第2号）については、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託いたします。

次の議題に入ります前に、健康福祉課長から日程第5、議案第30号について、発言の申し出がございましたのでこれを許可します。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 議案第30号、ページでございますが、13ページを、済ません、ごらん願います。

吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部改正案の中で、附則第4項でございます。準備行為のところでございますが、改正後の吉富町子ども医療費とするところを、子ども医療になっておまして、「費」の語句が遺漏しておりましたので、訂正方よろしくお願いたします。

今後気をつけていきたいと思っておりますので、ここでお詫びをさせていただきます。

以上でございます。

---

**日程第9. 議案第34号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号について**

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第34号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正

予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。次に4ページ、事項別明細書、総括、歳入。5ページ、同じく総括、歳出。次に、6ページ、歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に歳出、7ページ。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 委託料13節、302万4,000円とあります。電算システム改修委託料、御説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

御存じのとおり、平成30年から、国民健康保険も県と一緒に町が運営することになっております。

その中で、市町村基礎ファイルの作成支援ツールを利用して、都道府県にデータを提供するようになっております。その分で庁舎内の電算システムを改修する委託料でございまして、これも県のほうから10分の10の補助をいただけるようになっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じ場所に関連してですが、要するに県で一本化する、広域化の準備ということなんですよね。広域化に関してなんですけど、広域化されると国保税はどうなるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

今回の電算委託料でございまして、国保納付金の算定に必要なデータを提供するものでございまして、その後にならないとはっきりした、そういう税率とかわかりかねます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） もう検討しとるんでしょう。30年に、今、吉富町独自でそれぞれ独自にやっとなるわけでしょうけど、それが一緒になると上がるんやら、下がるんやら、独自に一般会計に入れるとか、入れんとか、そういうようなことが、なかなか難しいとか、税を決めたり、吉富町で独自に決めた税率があったわけですよ。そういうことはどうなるんでしょうか、予想がつくでしょう。そういう検討しとるやないですか。単純に、30年になったら。

簡単に言えば、吉富町にとって国保、私も国保ですが、上がるんか、下がるんか、皆保険を確



保するためには、多少のあれはしょうがないとか、何かそういうことをちょっと示してください。  
所管じゃないので、ここでちょっと聞いとかんといかん。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 今回の国保の改正でございますが、国保税、保険料のことが一番の関心だと思っております。（発言する者あり）

そこで、県、国も含めてですが、当初は、保険税統一税率にする予定になっておりましたが、いろんな関係上、各、今福岡県が考えているのは、納付金制度ということで、吉富町から、医療費に対して国保納付金を幾ら幾らですよということで、町は町で、独自の税率を設定して、その納付をいたします。

県がその納付金が幾らになるかという算定をするために、今回のこのシステム改修が必要でございますので、今のところ保険税が上がるんか、下がるんかとは、今ここでは、私はわかりません。

町として考えているのはですね、現在の負担は維持をするべきだと、そういうことと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 後、委員会で聞いてもよかったんやけど、今の質問ちょっとわかりづらかったんで、結果的にどうなんか、高くなりそうなんか、そうなりそうもないのか、その辺だけ教えてください。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 関連がありますので、私のほうでお答えします。

保険税の県内統一化を、協議会等で、今現在、主要議案として意見の調整等を図ることとしながらも、移行後の30年度から直ちに設定することは、個人の被保険者の所得水準や、地域の医療水準が異なるなど、保険料の県内統一化を将来目標として、中長期的に進めていく方針ということで、若干の方針の見直しがされております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 課長、高くなるのか、安くなるのか、言わんと。税務課長。（発言する者あり）

○税務課長（峯本 安昭君） 失礼しました。今現在、30年度から直ちに統一化はしない、将来の目標としてするという事なので、これは現状の医療費を見ながら推移をしていかないと、今の現状で高くなるか、低くなるかということは、先ほど健康福祉課長も申しましたが、なかなかこの場で回答ができないというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、8ページ、給与費明細書。9ページ、10ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第10. 議案第35号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

##### について

○議長（若山 征洋君） 日程第10、議案第35号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。次に4ページ、事項別明細書、総括、歳入。5ページ、同じく総括、歳出。次に歳入、6ページ、歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出、7ページ。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと質問というか、今回、一般会計の補正の中に、どっかの説明の中で、今吉地区の埋め戻しのお話があったかと思うんです、説明が。要するに、（発言する者あり）掘り返したやつを埋めるんだという、普通はそうだということで、ところがそれが埋土に適さないという検査の結果、新しく埋土を購入せにゃならんようになったということだったと、私理解したんですが、これからも、そういうことあるやもしれませんが、ちょっとお尋ねするんです。

先に、昔、最初にやったころは、ボーリング調査というようなことはやったんですが、今そんなことせずに、掘ってしもうってということで、事前調査ということはないと考えていいんです

ね。予算も安くできるし。ここだけ、ちょっと気になるから。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 発性土を埋め戻し土として基本的に使うんだと、それに適さない場合は購入土で対応しているということを、先ほど申し上げましたが、その具体的な土質試験につきましては、コーン指数という、そういった係数と、もう一つあと、粒度分布の調査をして、最終的に判断するんですが、これを掘削した後に調査をして、基本的には当初の設計書においては、発生土をそのまま流用するということで、実施設計書を組んでいるわけですが、その後に調査して変更で対応したという経緯がございまして、そういったことを、それで請負額等が変更になりましたので、今年度からは事前に資料採取をいたしまして、土質調査、それを事前に調査をして、適しているか、適していないかを各現場ごとに調査をして、判断をして実施設計を組むように、今年度から改めるように、今準備を進めているところでございます。

以上でございます。

濟いません。あと一点、ボーリング調査につきましては、推進工法の箇所のみでございまして、開削工事につきましては、ボーリング調査は過去からしておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、8ページ、給与費明細書。9ページ、10ページ、11ページ、12ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第11. 議案第36号 平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第11、議案第36号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。補正予算実施計画、2ページ。予定貸借対照表、3ページ、4ページ。補正予算明細書、5ページ。給与費明細書、6ページ、7ページ。債務負担行為に関する調書、

8 ページ、9 ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第12. 議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（若山 征洋君） 日程第12、議案第37号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。吉富町固定資産評価審査委員会委員3名のうち、西川保さんの3年間の任期が平成28年6月23日をもって満了をいたしますが、再度選任したいと思っておりますので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の同意を求めるものでございます。

西川さんは、皆さん御存じのとおり、中津市役所を退職後、行政書士として御活躍されており、すぐれた識見と豊かな経験を有しております。本町固定資産評価審査委員会には、平成19年6月24日に就任以来、3期9年間御活躍をさせていただいております。

御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決しました。

---

### 日程第13. 議案第38号 土地改良事業の施行について

○議長（若山 征洋君） 日程第13、議案第38号土地改良事業の施行についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議案第38号土地改良事業の施行について御説明申し上げます。議案の24ページをお開きください。

界木地区の土地改良事業、区画整理を定めるに当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

計画概要につきましては、次の25ページに記載していますように、事業名は農地耕作条件改善事業（区画整理）。事業箇所、界木地区。工事名、ほ場整備工事。事業量、区画整理6.8ヘクタール。概算事業費、1億1,843万6,000円。事業年度、平成28年度から終了まであります。

お手元の資料ナンバー3の計画平面図をごらんください。

ピンクで彩色している部分が田、黄色の彩色が畑、オレンジ色の彩色が道路。道路に沿った赤の彩色が用水路、青色の彩色が排水路、緑色が非農地用地です。

平成28年4月1日付で、国から農地耕作条件改善事業の事業採択がされましたので、土地改良法上の手続を進める上で、議会の議決が必要となるものであります。

よろしく御審議、御議決方よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから、質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） どっかで聞いたと思うんですが、県営直轄事業は20ヘクタールと聞いております。これは6.8ヘクタールです。県営の直轄だったら、例えば、ここに事業

名が農地耕作条件改善事業（区画整理）とありますが、本来ならば、私たちが考えるほ場整備なら、土地改良事業とか、何かそういうお名前がつくんだらうと思うんですが、違ってますよね、それとは何ら問題ないでしょうか。

それから、もう一つ、国の補助メニューもあるわけでしょうが、これは、国の農林水産省から出るんでしょうか、それとも、国交省から出るんでしょうか、私たちは、農業者の収入安定化のためだと聞いておりますんで、農林水産省から出るのかなと思うんですが、その辺、ちょっとまずはお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） ほ場の区画整理、基盤整備事業の中で、いろんな事業がございます。

是石議員が言われましたものについては、団体営の土地改良事業、本町が今回取り組もうとしておりますのは、小規模な面積、今回でいいますと、6.8ヘクタール。そのほ場整備に係る事業メニューとしては、農地耕作条件の改善事業、この事業が適用、これしか該当する事業がなかったということから、こういう採択申請をしたものでございます。

それから、補助金につきましては、農林水産省の補助になります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、同僚議員の説明を聞いてて、小規模の農家とかなんか、小規模な形にする、これしかメニューがなかったというふうなことをお聞きしたんですが、私、そんなに詳しく知らないですが、ほ場整備というのは、そもそも営農とかする方、いわゆる生産者という、耕作者というですか、この場合、が安定収入を得るためにするというようなことを、たしか以前聞いたんだと思うんです。

今回は、耕作者、農業される方たちの収入を安定させるためのものなんでしょうか、それとも、小規模と言われたように、もう、いやいや面整備だけしますよというようなものなんでしょうか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今、山本議員がおっしゃるように、生産コストの縮減というのは一つの目的ではございます。

基盤整備そのものが、区画されていない未整備田の道路、用排水路等の整備を、区画を整備することによって、例えば、大型の機械を導入であるとか、農作業の作業時間の縮減等々いろんなメリットがございます。

ほ場整備は、優良農地を将来にわたって確保をするというのが、一番の目的で、そういった優

良農地を残すことによって、新たな新規就農者にむすびつけるために、今回ほ場整備を計画したものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 私、農家じゃないからよくわからない、新規就農者といわれたように、多分、若い方が会社で農家みたいな、さっき言った営農というか、そういうのをやられている。私の知り合いもそんなのをやっているところがあるんですが、よくテレビでもそういう大規模農家みたいな形にして、いろんな田んぼ借りて一人でどんどんするというのが、なんかすごくやっているそうなんです、そもそも商売としてというか、営農としてやっていくために、大体1軒当たりの農家ってどれくらいの規模が要るんですか。私はこういうのよくわからないんですが、今回のこれで、大体何軒分くらいの新規の、新しく農家を始める方が生まれそうなんですか。

それとも、今いらっしゃる方で、何軒くらいが、今回のこのほ場整備することによって、収入が上がる、収入って作面積がふえる形になるんでしょうか。それがわかれば、教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今回のほ場整備は6.8ヘクタール、現在、かなりの農地の集積が進んでおります。この6.8ヘクタールのうち、3名の方がこの区域をほとんど耕作されております。そのうちの子供さんが、今、新規就農をされて、一部耕作する予定ではあります。

それと、ほ場整備をすることによって、二毛作、水稻、麦、あるいは園芸等、耕作に係るほ場の条件が格段に向上しますので、そういった面では、作業コストの縮減それから農作物の多角的な栽培等によって、結果的には農業所得が向上するのではないかと、そういうことは考えていますし、それが一つの目的でもございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） あと、もう一点だけ教えてください。

よく、減反ちゅうんかな、今、つくりたくても全部つukられないか、そんな決まりがあるんですよね。今回、ほ場整備というのを、6.8やったときに、このうちのどれくらいが減反になるんですか。それとも、ここはならない。ほ場整備をすると、減反にはならないんですか。農家の人、わからないので教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 減反と申しますのは、水稻作をつくる、それ以外のものをつくるということで、農家の方はそういう国の方針ですが、やっとります。

水稲以外の作物、例えば、大豆、表といえど大豆、裏といえど麦、ブロッコリー、スイートコーン、いろいろな園芸の作物がございます。当然減反政策が、まだ現在ありますので、ほ場整備はなるべくこのことを有効に使っていただきたい。そのかわりの、減反分については、ほかにそういう制度、または借りている農地を、例えば、ほかの米以外の作物をつくっていただくと。

基本的には、減反政策とは、米以外の作物をつくっていただくというのが、基本でありますので、何もつくらないというのが政策ではございません。

ですから、ほ場整備をすることによって、6.8ヘクタールが有効に利用していただくことを私は願っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、その耕作している方が3軒とおっしゃいましたよね。3軒ですよね。（発言する者あり）

3軒としたときに、耕作者側が3軒で、この土地の持ち主は、3軒以上なんですよ。そうしますと、個人負担が確か10%といわれたと思うんですけど、それを負担する人たちは何人くらいになるんですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 受益者負担金を負担する方につきましては、今回の土地改良事業の議決をいただいた後に、本同意をいただきます。本同意の際に、その受益者負担金を負担する方、3条資格者というんですが、それを決めていただくことになります。

それが、所有者であるか、または耕作者であるかというのは、その時点で決めていただくことになります。ちなみに、関係者は24名です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 同僚議員が質問されたのに答えてない。ちょっと聞き漏らしたと思いますが、そもそも、農業者がどれくらいあれば、安定的な収入が得られるのかと、要するに耕作面積、水稲が、例えば、麦など安くなりましたよね、しかも1人じゃだめなんだと、集団でその地区でみんなでやれば、ある程度のものができる。買い上げがあると聞いていますが、そこら辺は、ちょっとよくわかりませんが、とりあえず、水稲としては安定的な収入を得られるのは、課長、どのように考えていますか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 水稲だけで、十分な農業所得が得られるかどうかという部分につきましては、私も、そういったデータ持ち合わせておりません。ですから、どれだけの米をつ



くれば、農業所得が上がるんだというのは、米ではなく、農地は米ではなく、いろんな作物つくることによって、その収益が上がりますので、逆に米だけでしたときに、どのくらいの耕作面積が必要であるかというのは、その土地、時々の米価であったりだとか、その他もろもろの経費がございまして、一概にどれくらいというのは、私自身もよくわかりません。

ただ、米以外の作物をつくっていただくことによって、農業所得を向上していこうっていうことも、一つはこのほ場整備の目的ではございます。

以上です。（「それなら」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 挙手をして。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 認定農業者というのが、たしか10ヘクタール、10町やったかね、7町、違うんですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それは、どうして決めるんかよくわかりませんが、それで、ある程度安定的な収入、水稻と今言われた、裏作とか表とか、何かそんなん合わせてということだろうと思うんです。

しかも、高額な農機具を支払っていくとなると、大体何ヘクタールくらい、どれくらい、何町くらいですか。一般的でいいんですよ。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 認定農業者を認定する場合の一つの目安としては、400万円という額あるように聞いております。400万円という額がある。

その400万円につきましては、いろいろな農業活動がございまして、一概に、米から幾らかとか、そういうのを申し上げできないというのを、先ほどから申し上げましたように、いろんな経営によってそれを確保するというので、数年、何年か置きには、そういった経営の状況についても、確認しなければなりませんので、今、是石議員が言われるようなことは、はっきりと何ヘクタールあればよいのかというのは、ちょっとお答えができない状況で、ただ、目安としては400万円というのが、目安として持っていたいただいているようです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか、是石議員、もう、（発言する者あり）いや、いや、4回目です。あと、聞きたいことは、委員会で。（「委員会ない」と呼ぶ者あり）これ、なかったか。梅津議員。（発言する者あり）

○議員（4番 梅津 義信君） 最終的には、非農家の、議員さんがいろいろ質問しましたが、本町としては営農をまず目指すんですか。それとも、私が、一貫として議員となってからほ場整備の賛成の立場で臨んでいるんですが、私の考えとしては、子孫に荒田を残さない、こういう小規模なことでも行政が協力することで、子々孫々にわたって荒れた田を残さないんだと、そういう取り組みを我が町では、一番の施策だったんじゃないかとふりかえる。それを反対した議員

もいるでしょうし、賛成した私みたいな人もいたと思うんです。

それを、営農まで追求するのか、私は営農で追求するよりも、まず、今回小規模みたいな形で、子孫に。意見を言っていました、ごめんなさい。

営農まで目指す取り組みをやるのか、それとも、今回のこういうふうな改善のことで、今後も町内各地で試みをやっていくのか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今、梅津議員が言われたのは、営農組織ということでよろしいですか。（発言する者あり）

当然、今現在、農業者の高齢化、離農等で幾つかの農地の耕作放棄地、遊休地がふえるのではないかという危惧はしております。そういったものを解消するために営農組合というのは必要であるとは思いますが、営農組合をつくっても、条件整備がされてなければ、運営がなかなか難しい。営農組織をするためには、ほ場整備も全町的に必要だというふうに考えております。

ですから、界木地区に限らず、ほかの地区においても、ほ場整備は、私どもはぜひ推進していきたいというふうに思っております。

まず、神揚地区を計画をしておりますので、これを優先的に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 確認のためにお聞きします。

県からの補助金がない中で設定される受益者負担金の額も示された、大まかな額も示された上で、24名の方全員が、仮同意には仮同意しておられるということですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 仮同意につきましては、その時点では、まだ、実施設計をしておりませんでした。おおむねほ場整備をする場合に、1反当たり100万円から150万円とか、そういった目安の金額をもとに、約20万円程度ではないでしょうかということで、説明会を開催し、御理解をいただきました。

今後、この事業概要を御議決いただいた後に、関係者の皆さんには事業の概要について御説明申し上げ、その上で、本同意をいただく手当を進めようというふうに考えております。

その際には、あくまでも、まだ概算ですが、受益者負担金も当然説明しなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。（発言する者あり） さっき言うたのは、神揚地区は、もう、考

え、将来考えてと言い方をした。（発言する者あり）それは、また、別のときに聞いてください。  
今回は、界木です。

ほかに質疑がないようですので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） このたびの界木地区における土地改良事業の施行について、賛成討論を行いたいと思います。

当初のあれよりも小規模になりましたけれども、この事業は施行されることにより、先ほど、質問でも言いましたように、子々孫々にわたって荒田を残さない、この私たちの生きているその時代において、良田を残すことは非常に本町にとっても、日本国の土地に、水田にとっても、まことにすばらしいことだと思い、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号土地改良事業の施行については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

○議長（若山 征洋君） 日程第14、報告第4号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） それでは、報告第4号平成27年度吉富町一般会計繰越明許費

繰越計算書について御説明を申し上げます。

本報告につきましては、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、平成28年度へ繰り越すべき事業費並びに財源が決定し、繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、これを報告するものでございます。

その内容につきましては27ページをごらんください。

まず、2款総務費1項総務管理費、地方公共団体情報セキュリティ強化対策整備事業で、翌年度繰越額4,287万6,000円です。これは、マイナンバー制度の導入などを踏まえ、サイバー攻撃などに対して抜本的なセキュリティ対策の強化を図るもので、国の補正予算に基づき、実質的には平成28年度に事業を実施する前提で、3月議会に補正予算を計上しており、その全額を繰り越すものでございます。

それから、同じ款項、新婚家庭新生活応援事業で1,080万円です。これは、結婚に伴う新生活の負担軽減のため、引っ越しなどに要する費用や毎月の家賃の一部を助成するもので、県の補正予算に基づき、実質的には平成28年度に事業を実施する前提で、3月議会に補正予算を計上しており、その全額を繰り越すものでございます。

次に3款民生費1項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業で3,284万1,000円です。これは、低所得の高齢者などを対象に、一律3万円の給付金を支給するもので、国の補正予算に基づく、全額国費の事業で、実質的には平成28年度に事業を実施する前提で、3月議会に補正予算を計上しており、その全額を繰り越すものでございます。

それから、同じく3款2項児童福祉費、保育料電算システム改修事業で199万8,000円です。これは、国が多子世帯、ひとり親世帯などの保育料負担の軽減のための助成を開始することに伴う電算システムの改修で、国の補正予算に基づく事業で、実質的には平成28年度に事業を実施する前提で、3月議会に補正予算を計上しており、その全額を繰り越すものでございます。

さらに同じ款項、放課後児童健全育成事業で20万円です。これは、放課後児童クラブの環境改善推進事業補助金を活用して、事務用パソコンの購入を行うもので、国の補正予算に基づく事業で、実質的には平成28年度に事業を実施する前提で、3月議会に補正予算を計上しており、その全額を繰り越すものでございます。

最後に、8款土木費1項土木管理費で376万円、2項道路橋梁費で970万円です。いずれも、町道改良事業で、合計金額は1,346万円となります。これは、町道幸子屋敷1号線ほか拡幅工事、土谷居屋敷線及び石倉岩本線改良工事に当たり、その前提となる用地買収及び分筆登記について、地権者との交渉に時間を要し、年度内に事業を完了することが困難になったことから繰り越すものでございます。

なお、2項の道路橋梁費については、測量結果などを踏まえたところで、端数の2万

7,000円が不用となったことから、970万円の繰り越しを行うものでございます。

以上で報告説明を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で報告説明を終わります。

---

#### 日程第15. 報告第5号 経営状況の報告について（土地開発公社）

○議長（若山 征洋君） 日程第15、報告第5号経営状況の報告について（土地開発公社）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 報告第5号経営状況の報告について、平成27年度の吉富町土地開発公社の事業報告をいたします。

お手元の事業報告書、1ページをお開きください。

平成27年度事業報告書、1、事業の概要、2、事業の実施状況。平成27年度は公有地の取得及び売却につきましてはございませんでした。

3、理事会の議決事項でございますが、平成27年5月14日と平成28年3月23日の2回開催しております。議決事項は記載をしておりでございます。

2ページをお開きください。役職員の報告です。平成28年3月31日現在の役員でございます。

3ページをお願いします。監査の日時、場所、監事名、監査項目を記載しております。

4ページをお開きください。4ページ、5ページにわたりまして、月別の資金の収支状況報告でございます。前年度からの繰越額は660万8,578円でしたが、最終的には、3月末の資金の残高が650万2,819円ということになっています。

6ページをお開きください。7ページにわたりまして、事業管理費と一般管理費の月別の支出内訳でございます。合計10万8,340円を支出しております。

8ページをお開きください。9ページにわたりまして、予算決算対照表の収入の部でございます。9ページの一番下、収入の部の合計といたしまして、予算現額661万4,000円に対しまして、収入済額は661万1,159円で、予算現額と収入済額との比較では、2,841円の不足でございます。

10ページをお開きください。11ページにわたりまして、予算決算対照表の支出の部でございます。11ページの一番下、支出の部の合計といたしまして、予算現額661万4,000円に対し、支出済額は10万8,340円ということでございます。不用額といたしまして650万5,660円となっております。

12ページをお開きください。損益計算書でございます。3の販売費及び一般管理費で10万

8,340円を支出しています。収入は平成17年度から町の助成金を全額廃止しておりますので、4の事業外収益の受取利息2,581円のみとなっています。収入より支出のほうが多いので、その差額10万5,759円が当期純損失となっています。

13ページは貸借対照表で、平成28年3月31日現在でございます。資産の部は現金及び預金のみで1,150万2,819円となっています。負債の部はございません。資本の部でございますが、基本財産が500万円であります。準備金は前期繰越準備金が660万8,578円ありましたが、当期は10万5,759円の損失ということで、準備金合計が650万2,819円となっています。資本合計は基本金と準備金の合計1,150万2,819円でございます。負債の部はございませんので、負債資本合計も同じく1,150万2,819円でございます。

14ページをお開きください。キャッシュフロー計算書でございます。平成27年度の現金収支の状況を示しています。支出合計10万8,340円に対して、収入2,581円で、4の現金及び現金同等物減少額が10万5,759円となっています。期首の現金は660万8,578円でありましたが、期末の現金は650万2,819円となります。

15ページです。11の公有用地はございません。12の財産目録でございますが、現金預金と定期預金の合計1,150万2,819円のみとなっております。

16ページは監査意見書でございます。

17ページは、平成27年度分利益金処分計算書です。前期繰越準備金は660万8,578円でありましたが、当期純損失が10万5,759円ありますので、当年度未処分利益金は650万2,819円となります。処分額は同額の650万2,819円でございます。これは次期繰越準備金として処分するものでございます。

以上で平成27年度吉富町土地開発公社事業報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で報告説明を終わります。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後3時11分散会

\_\_\_\_\_